第１回阿蘇市議会会議録

1. 令和３年２月 26 日　午前 10 時 00 分　招集
2. 令和３年３月 15 日　午前 10 時 00 分　開議
3. 令和３年３月 15 日　午後 4 時 09 分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

１番	佐藤和宏	２番	佐藤菊男
３番	児玉正孝	４番	甲斐純一郎
６番	竹原祐一	７番	岩下礼治
８番	谷﨑利浩	９番	園田浩文
10番	菅　敏徳	11番	市原　正
12番	森元秀一	13番	大倉幸也
14番	田中弘子	15番	五嶋義行
16番	藏原博敏	17番	古木孝宏
18番	田中則次	19番	河﨑徳雄
20番	湯淺正司		

欠席議員

５番　立石昭夫

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長（選管事務局長）	髙木　洋
市民部長（福祉事務所長）	宮﨑　隆	経済部長	阿部節生
土木部長（水道局長）	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	農業委員会事務局長	渡邉一倫
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦　美保子	住環境課長	藤田浩司
まちづくり課長	荒木　仁	水道課長	浅久野浩輝

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　一般質問

午前10時00分　開議

１　開議宣告

○議長（湯淺正司君）　おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。5 番議員、立石昭夫君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（湯淺正司君）　日程第１「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。したがいまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますように御協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　13 番、大倉幸也です。本日のトップバッターということで、前回に続きトップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。8 人予定されていますので、早めにいきたいと思っております。よろしくお願いします。

まず、１番目の質問に入ります。昨年９月に一般質問をいたしましたところの続きになります。阿蘇温泉病院の産婦人科分娩施設が昨年の 10 月休止になったということで、その後どうされるかということで一般質問をいたしました。それからの動き、そういうところを今日は聞いていきたいと思っております。

まず、１番目に、先日、ほけん課長から数字的なものをお聞きになられますかということ

で、これを出したときに話がありました。何人が病院の転院を余儀なくされたかとか、1 年の分娩数、昨年の分娩数、出産数など、それから助産師の数など、そういう数字的なものをお伺いいたします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　おはようございます。

それでは、いただきました御質問にお答えいたします。

分娩数でございますけれども、令和元年度が全体で 141、令和 2 年度が 1 月から 12 月までございますけれども、138 というところで推移しているところでございます。

10 月以降、分娩が中止になりましたことを受けまして、今回転院という形になりましたのは、これは阿蘇市の方のみでございますけれども、25 名おられます。

助産師の数ですけれども、今現在、阿蘇温泉病院では 2 名ということで、今回募集しておりますけれども、目標としては 5 名体制で進めていきたいというところで準備を進められているようでございます。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　昨年から新聞でも随分取り上げられまして、阿蘇市の分娩の病院がゼロにとか、それから阿蘇で妊婦さんが不安に思っているとか、いろいろこういうところが新聞に取り上げられております。そのとき、古閑課長が私の質問に対して、これから助産師不足で分娩をやめられているということで、そういう助産師の情報を提供して、一日でも早く安心・安全な体制ができるようにということでお答えいただいております。いろいろ紹介とか、そういうことをされたか。阿蘇市に勤めておられない助産師の数は今入っておりませんでしたけれども、病院に勤めている人は分かっているんです。助産師の資格を持って、仕事をされていない方とかを紹介しないといけないですよね。そういうところの数が分かっているかとか、紹介されたかとか、そういうところをお願いします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　助産師の確保に向けた市の対応でございますけれども、昨年 10 月以降、県の医療政策課とともに、熊本県内の機関でございますけれども、まず県の助産師協会、それと助産学科のある大学等、こちらを訪問させていただいております。大学、専門学校は学校が 4 つございますので、そこを回らせていただいております。その中で、学生もそうなんですけれども、そこの卒業生でございますとか、またまたお知り合いの方でございますとか、そういった方々に向けて、今、阿蘇温泉病院が助産師を募集しているという御案内とともに、阿蘇温泉病院のほうでも各求人サイトでもいろいろ募集をかけられておりますので、そちらにお手を挙げていただけないかという御案内を申し上げているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　阿蘇市で助産師の資格を持っておられる方、そういうところの具体的な紹介とかはなされていないですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　職業あっせんに関しましては様々な規制がございますので、直接的なあっせんという形はできませんけれども、まずは、我々としましては阿蘇温泉病院が募集をされているという情報を皆さんにお聞かせするということと、先ほど申しました助産師協会というのが、助産師の資格を持っている方々が入られている協会でございますので、その中で我々としましても阿蘇に在住の方には極力お話ししていただけないかと、まずお話をさせていただいているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　助産師さんが応募に応じてくれれば本当にいいと思っております。

先ほど分娩数とか数字が出ましたけれども、新聞等の発表ではやっぱり民間の分娩数が一昨年は 82 人にとどまっているということで、まずは採算も取れないため、自治体や国にお願いして、どうにかならないかということが書いてあります。昨年の一般質問でも申し上げましたけれども、経営的な助成、そういうところは検討されましたでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　私どもも阿蘇温泉病院とお話はさせていただいているんですけれども、やはり今回の産院休止の原因というのは助産師の不足ということの 1 点を聞いております。経済的な御相談、お話はいただいていないところでございます。病院につきましては、医療センターの建設時に、産科の取扱いという協議の中におきまして、民間を圧迫しないという方針もあります。一方で、阿蘇温泉病院におかれましても、阿蘇地域唯一の産科としての社会的責任というところを十分感じておられるところでございます。そういった意味も含めまして、阿蘇温泉病院では助産師の確保に向けて、今、御尽力いただいているところでございます。我々阿蘇市としましても、先ほど申しました学校への訪問、そういったところを継続していきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　引き続き、助産師の紹介等、一生懸命頑張っていただきたいと思っております。

次は、市長にお尋ねいたしますけれども、市長も昨年の私の質問でお答えをされておりますけれども、医師会と話を進めて、そういう支援体制というか、そういうところをしっかり考えていくということで答弁がありましたけれども、医師会との話合いとか、どうなっていますでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　医師会との話というところまで私が明確に申し上げているのか記憶にないところですけれど、やっぱり産科がないということはすごく阿蘇市にとっても大変なことでもありますし、またお子様を持たれる方についても不安なことがあると思います。そういうことにおいても、阿蘇温泉病院でもしっかりとこの件については対応していくという社会的責任も感じておられますし、私どもとしても、今、ほけん課長が申し上げたように、できる限りのことはこれからやって、一緒に取り組んでいきたいと思っているところであります。特に、医師会といっても、医師会とはまた医療センターのほうで今までの病院をつく

る上での過程のいろんな取決め事もありますので、そういう線に沿ってしっかりと話はしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　前回と同じような答えで、今回の市長の 5 期目のインタビューでも、ちゃんとそういう分娩施設がゼロになっているので、そういうところをしっかり取り組んでいくということが書いてあります。なるべく早く阿蘇温泉病院またはそれに代わる分娩施設ができることを期待しております。

一市民の方からお話があっております。「安心して出産できる環境をつくっていただきたい。」ということで新聞に投稿がなされております。「民間ではなかなか厳しいということで、そういうところを公立の病院が受け持つべきだと思います。」ということが書いてあります。そういうことで、阿蘇医療センターにこういう産婦人科をつくってはいかがかと思っておりますけれども、今後、完全に阿蘇温泉病院でそういうところがなくなってしまえば必要ではないかと思っております。そういうところの計画とか、ございますでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　おはようございます。ただ今の御質問に病院としての考えを回答させていただきたいと思います。

議員の御質問で「産婦人科」という表現がございますが、今のやり取りの中でもありましたように、特に産科、分娩施設の開設ということでお尋ねされていると思っております。現在、当院独自で判断できるようなことではないと思っておりますが、ちなみに、先ほどからほけん課長、市長からも御答弁をいただいておりますが、いわゆる産婦人科につきましては、病院の建設当時に医師会との話合いが行われまして、その際に、特に産婦人科につきましては民間を圧迫するということで、阿蘇温泉病院に責任を持って担っていただく取決めであったと前任からも聞いておりますので、現在その協議は行っておりません。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　そういう民間と約束があるかもしれませんけれども、困るのは市民、今から出産を予定されている方だと思っております。ですから、その人たちのためにも、一日も早く阿蘇で分娩ができるように、いつも皆さんが言っておられます移住・定住、どこに若い人たちが何を基準に持ってくるかと、やっぱり子どもが産める環境があるということはとても選択の中では大事なことだと思っております。ですから、そういう民間がどうのこうのとか、約束がどうのこうのではなくて、一日も早く赤ちゃんが阿蘇で誕生するように、市ですから、もともとなかった村とか町とか、そういうところならそれに対して努力すればいいんですけれど、今あるのをやめないように、これは市民のみんなの願いだと思っております。そういうところを阿蘇医療センターがカバーしていくというのが本当ではないかと思いますけれども、新型コロナのことでもそういうふうにみんな一番できないことを阿蘇医療センターがやるということで頑張っておられます。そういうところをもうちょっと考えて、頑張ってください。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　お答えさせていただきます。

市議のおっしゃるとおり、周産期医療につきましては、5 疾病・5 事業の中の、いわゆる政策医療ということで位置づけられておりますので、今後の阿蘇温泉病院の経過次第の中では、いろんな関係団体を含めて協議を進められていくと思いますので、その中に当院も参画させていただきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　そういうことで、一日も早く阿蘇でまた赤ちゃんが誕生するように祈って、次の質問に移りたいと思っております。お疲れでした。

次は、大きな 2 番目の質問です。今、新型コロナ感染症は少し落ちついてきましたけれども、新聞、テレビでいつも言っていますように、下げ止まりということで、なかなか完全に下まで下がらず、みんな不安に思っていることだと思っております。その中で、阿蘇市が阿蘇市におけるイベント、行事、そういうのが、昨年は、急遽中止とか、そういうことでいろいろほとんどが中止になって、成人式も延びて、別の会場で行うということになっております。それから、卒業式、入学式もそういうふうになっております。今後、コロナ禍においてのイベントの在り方について質問いたします。

まずは、学校行事、卒業式、入学式、それから体育祭、文化祭、それから遠足、修学旅行等、それから部活の対外試合、大会など、そういうところを、今後コロナ禍においてどういうふうにやっていかれるか、その計画を聞かせていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　おはようございます。ただ今の御質問にお答えします。

まず、卒業式、入学式についてお答えします。本年も卒業式におきましては、来賓の御案内を控えさせていただきます。開催方法としましては、学校の規模によりますけれども、在校生の参加とか、合唱の曲数とか、そういう部分におきましては学校の判断において感染症対策に万全を期して執り行っていくこととしております。また、新しい年度の入学式におきましても、昨年同様、３密を避けて、来賓の御案内を控えさせていただいて開催するということにしております。

スポーツイベントにつきましても、昨年ほとんどの大会を中止しております。今後におきましても、まだコロナが収束しておりませんので、各実行委員会の中で協議等を行って、開催に向けて体制づくりをしていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　今年の計画は大体分かるんですけれども、コロナ禍において、今後、少しでも多くの人が参加できるような計画、入学式、卒業式でも来賓の方もゼロとか、そういうのではなくて、来賓の方は何人か感染対策をしながら出てきてもらったり、少しでもにぎやかせる、そういう計画があるかどうかを聞きたかったんです。感染対策をしっかりしながら行うというなら、みんななるべく参加してもらうようなやり方、そういうところの考えがあるかどうかです。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

昨年と若干変わりましたのは、学校規模によっては、昨年、在校生も参加できなかったんですが、そこは学校の判断で在校生も参加して卒業生を送るということにしています。また、昨年では歌ですね、合唱とかについてもできなかった状態でしたけれども、歌も曲数を学校で判断してやっていくということで、若干ですが、コロナ対策をしながら、その中で少しずつ緩和していける部分は緩和して、入学式、卒業式を執り行っていくところでございます。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　学生、子どもさんが卒業式、入学式においてコロナで私たちのときは誰もいなかったとか、そういうのがないように、何か少しでも修学旅行でも中止ではなくて、思い出に残るようなことをやっぱりやっていただきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　特に卒業生におかれましては思い出づくりといいますか、その思い出というイベントがほとんどできない状態でございました。新しい年度におきましても、少しでも思い出づくりができるような方策を、学校と協議しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　学校関係については終わります。

2 番目に、市が毎年行っております、去年は中止になりましたけれども、市民駅伝とか、シルバースポーツ大会とか、市が主催するスポーツ大会、コロナ禍においての計画、そういうところはどうなっていますでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　スポーツ大会、駅伝等におきましても、昨年はほとんど大会ができておりません。コロナの状況を見ながら、今後の部分については話し合っていきたいんですが、駅伝とか、特に応援の部分が密になるとかいうことで、駅伝を行った場合、どうしたら密にならないかという想定をして私たちも準備しておりました。そういうコロナ禍でもできるような体制づくりを今後やってまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　駅伝に限らず、何かそういう市民が簡単にできるスポーツ、みんなで和やかにできるようなスポーツ大会とか、そういうのを企画していただけたらと思っております。今年になりまして、山田の公民館活動でウォーキング大会を開きました。コロナ禍ということで開会式とかはなくて、受け付けして、ある程度時間を長く取って、密にならないように受付順にスタートと。そして、帰ってきて、参加賞とか、そういうのをお配りして、そのまま流れで解散と。その間はちゃんとスポーツができているというか、運動になっているということですね。そういうところの段取り、そういう考え方でもいいんじゃないかと思っております。ですから、なるべく市民参加のスポーツをやめないようにお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　屋内競技は密になるということで、屋外競技にされた団体や公民館活動もあります。卓球大会とかミニバレーができないので、外でグラウンドゴルフという団体もございました。コロナ禍ではございますけれども、市民が運動不足にならないように、スポーツができるような体制づくりを今後構築してまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　その他の大会、神楽フェスティバルとか、火の山まつりとか、そういうお祭り行事、そういうところも去年は中止になっております。どういうふうに行えば、コロナ禍においてファンの方が来られて和んでいただけるか、そういうところはどういうふうに考えておられますか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　観光関係のイベントにつきましては屋外が多いということで、基本的には、来年度は国・県が示す「イベント等の開催に係る留意事項」というのがありますので、それに沿ってやる方向ではいますが、実行委員会の方々の意見を聞いて、最終的な判断になると思っております。

火の山まつりについては、まちづくり課なので、後ほど代わりますけれども、神楽フェスティバルのことです。神楽フェスティバル、ブルーシートの上に皆さんお座りになるということで、今年度のマニュアルではお一人お一人の間隔を空けるということだったんですが、今度、緩和されまして、グループごとで間隔を空けるということなので、どうにかやれないかと思っていますが、これから 1,000 人を超えるイベントは県との協議があります。その中で人数制限とか過度な非常に安全対策が求められて、どうしても採算が合わないと。今、300 万円を市で組んでいますけれど、人数制限で歳入がなくて、よほど採算が合わないとかそういったことであれば難しい場合もあるかもしれませんが、できるだけ努力をしていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　おはようございます。

まちづくり課が所管しておりますのが火の山まつりでございます。火の山まつりに関しましても、ただ今、観光課長が申しましたように、「イベント等の開催に係る留意事項」というのがございますので、これを参考にしながら、大阿蘇火の山まつり実行委員会の中で開催の有無について判断をしていきたいと思います。ただ、なかなか火の山まつりとなりますと、出入口を設けた一つのスタジアムでするという状況でもありませんし、アルコールが入ってくるという部分もございますので、その部分についてはしっかり実行委員会の中で協議をさせていただいて、対策ができるようであればできる限り開催に向けた形での検討もやっていきたいと思います。なかなかイベントの内容次第では非常に難しいかと思っております。実行委員会の中で協議をさせていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　なかなか人数制限なども難しいと思いますけれども、なるべくこ

ういう市民が参加できるようなお祭りとかイベントは、コロナ禍において難しいと思いますけれども、少しでも数多くやっていただければと思っております。観光にも結びついてくると思いますので、これからそういうところをずっと考えていかないと何もかも中止ではやっぱり寂しいものがありますので、そこはよろしくお願いいたします。

ということで、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　13番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

続きまして、1番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　おはようございます。1 番議員、佐藤和宏です。よろしくお願いいたします。本日は、農業振興について質問をさせていただきます。

阿蘇市の農業は、広大な農地面積と豊富な地下水、また良質な土壌など、豊かな自然環境で古くから多くの方が農業を営み、生計を立てておりました。しかし、本市においても、人口減少が進み、農業従事者の減少、さらには高齢化の影響により、担い手が不足し、将来の農業の維持、存続が危ぶまれる状況にあります。本市の農業を維持、発展させるためには、農業の経営に意欲のある次世代の担い手への手厚い支援が必要であり、永続的に市の農業の受け皿となる担い手を確保、育成していかなければならないと思っております。

そこで、「人・農地プラン」の実質化と農業の担い手の確保について、本日は質問をさせていただきます。本年度は、コロナ禍の中で地区や集落での話合いの場が開かれず、思うように活動ができなかったと思いますが、農業の担い手の確保ということに焦点を定めて、「人・農地プラン」の実質化の内容の説明をいただいて、これから4項目質問をさせていただきます。

では、初めに、新規就農者への支援対策についてお尋ねいたします。これまでどれぐらいの新規就農者が就農したか。また、その内容についてお聞かせください。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、「人・農地プラン」を御説明させていただきたいと思います。現在、国のほうで推し進められているものでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたとおり、農業の担い手の高齢化とか、後継者不足、また耕作放棄地の増加といった諸問題を解決するために、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、また誰に農地を集積・集約化していくのかといったものをそれぞれの地域や集落で話合いを通しまして、今後の農業の在り方などを定めた未来の設計図が「人・農地プラン」でございます。

このプランを絵に描いた餅にならないように、集落内での話合いに基づいて実動を進めることで、実質化にもっていくという工程ですが、集落等を対象にいたしました概ね5年、10年後の農地利用に関するアンケートを昨年1月、2月に全農家の方にお願いをいたしまして、回収、また結果等も今現在出ている状況です。

それから、そのアンケートの結果を実際集落の地図に落とし込み、5年後、また10年後、

この農地は誰が担っていくかの見える化を実施いたしまして、それを今後の地域農業の中心となる経営体、担い手に農地を集約化するような将来方針を作成するためのプロセスといたしまして実質化という形になっております。

御質問の新規就農者ですが、平成 17 年の合併から本年度までで 166 名の新規就農者の方がおられまして、約半数の新規参入なさった方が対象となっております。

また、就農者に対する支援策ですが、要件等に合致すれば、国の農業次世代人材投資事業として年間 150 万円の資金が交付されます。それに加えて、本市独自の新規就農者支援事業ということで、国・県の補助事業を活用しない独自の融資を御自分で受けられたり、制度にのらない部分の取組に対して 150 万円、2 分の 1 以内を機械の導入、また施設の整備あたりの初期投資の軽減に向けた部分の支援を現在行っている状況です。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　ありがとうございます。平成 17 年度から 166 名、その中の半分は新規ということで大変喜ばしいことでございます。

農業の担い手の確保に取り組むためには、農業の経営に意欲のある新規就農者を多く発掘して、農業の担い手として活動がさらにできるような認定農業者の推進に取り組む必要があると思います。この認定農業者、女性を含む、育成の取組はどうなさっていますか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　令和 2 年度現在でございますけれども、432 名の農家の方を認定いたしている状況です。この認定農業者制度につきましては、各市町村で農業経営の目標をそれぞれの経営体、個人、個別経営の分で設定していくわけですが、それぞれの市町村で基本構想といったものを定めておりまして、阿蘇市でも個別経営の場合については概ね農業所得が 656 万円程度の設定をさせていただいており、これに合致した経営の目標を定められた方を認定するという形になっています。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　ありがとうございます。現在の農業従事者もすべての人が若い人ばかりではありません。今後は、若い担い手に現役の農業従事者が農業の本質的な部分の継承を促して、教育していかなければいけないという使命もあるわけです。そのためには、やっぱり継続的に新しい担い手づくりの計画をこれからも続けていただきたいと思います。

それでは、次の農事組合法人等、担い手への農地利用の集積、集約は、ということですが、市内 59 の集落営農組合のうち、本年度中に新たに 4 件が加わり、10 件の法人設立が完了するということですが、法人化のメリットは、作業の効率化が取れ、さらに様々な支援制度の活用や税制の優遇措置が利用できるということで、私が住んでいる集落でも、今年度の法人化事業に加えていただきまして、先月設立までこぎ着けることができました。県の事業の農地集積加速化事業は本年度で終了ということですが、まだまだ本市においても今後も認定農業者など意欲のある農業従事者や集落営農法人化の推進を進めていくことが担い手を育てる一つのポイントだと思います。今後の農事組合法人など、担い手への農地集積、集約は、どう取り組んでおられますか。御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　ただ今御質問がありました農業法人ですが、本年度4法人が設立されまして、現在、平成27年度からでございますけれども、10の法人が設立されたような状況でございます。

県の農地集積加速化事業ということで、議員からもございましたとおり、また昨年12月議会の一般質問でも御説明いたしましたけれども、今年度以降、廃止ということで県からアナウンスがされており、今後、設立した法人をどう支援していくかが非常に課題になっております。そういった中で、新たな法人を設立する面でもそういった話合いに対する財源がないということで、非常に法人に向けた部分が停滞してしまうという状況を招きかねないということで、これにつきましては、県・国に対してそういった法人設立、また法人設立後のバックアップに対する支援策の要望あたりも、今後関係機関を交えながら行っていきたいと考えている状況です。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　ありがとうございます。10件のうち、ほとんど旧阿蘇町が多いと聞いておりますので、まだまだまたそういう事業ができたときはすっと入られるようにしておいていただきたいと思います。

私が所属している法人では、農地の集積、集約を進めた上で、数年後には大型の農業機械の導入によりさらに効率化を図る検討と、併せていずれはほかの地区の法人と連携を深め、大型の機械を使った共同作業とか、また機械の性能を生かした分担作業というのを検討しております。この分担作業というのが、例えば麦刈り専用の機械を購入したとしたら、ほかの地区の法人の農地の麦刈りに出向いて行って、機械の稼働率を上げたり、その見返りに稲刈りとか、ほかの作業に来ていただくという法人間のネットワークを広げるような取組をしようじゃないかということで、ほかの法人の方と少しずつお話をしているんですけれど、こういった法人間のネットワークといいますか、法人後の支援対策にも今後御協力いただければありがたいと思いますけれど、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　法人設立後の非常に大切なお手伝いになるかと思いますけれども、実際にどう動かしていくかということが大変重要なことでございまして、議員がおっしゃるとおり、法人間を点を線で結びまして、機械の補完作業をやっていくということは、非常にいいお話でございまして、また、ネットワーク化についても今後やはり情報共有、また機械の有効利用あたりも含めて、また機械の導入投資経費を抑えるためにも、そういった取組はやってまいりたいと考えているところです。また、同じく、農機メーカーあたりと連携いたしましたスマート農業の実践ですとか、大手食品産業への新しい作物を法人のほうで選定してくといったことも、今後一つの法人の経営を向上させるためにも非常に必要な取組であろうかと思いますので、そういった企業あたりとのタイアップを含めまして、関係機関と連携いたしまして、御支援をさせていただきたいと考えている状況です。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　ありがとうございます。担い手の育成のためですので、よろしくお願いします。

担い手が集積、集約を進めていく上で、集積、集約に問題なく取り組める農地もありますが、反対に大型の農業機械が入らないような中山間地域では、収益の上がる米、麦、大豆とか、そういう作付けによる集団化の推進が難しい、耕作条件に恵まれていない農地が数多くあります。前回の議会で河﨑議員から質問がありましたけれど、ポテトチップスの会社の湖池屋ですか、熊本に工場を建てるということでジャガイモの作付けを県の農家の方に募集するという話があって、阿蘇ではどうですかということだったんですけれども、こういった風土に合った新規作物の発掘に取り組んでいくことも遊休農地の解消となると思いますが、新規作物の導入についての対策は何かありますか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　先ほど若干触れさせていただきましたけれども、やはり法人の経営には基幹作物であります米、麦、大豆、いわゆる土地利用型作物のみではなかなか長続きできないという面もあります。そういった状況を踏まえまして、やはり法人の構成員の役割といったものがあろうかと思っております。そういった土地利用型作物以外の新しい作物の導入に当たりまして、構成員であるご年配の農業者の方の役割といったものも生まれてまいりますし、非常に法人としてのまとまりも出てくると思います。加えまして、収益性も保てるということで、現在、湖池屋が益城町に工場を７月に稼働させるという計画もございます。そういった情報も、現在、県を通しまして協議をさせていただいている状況であり、管内の法人にも情報提供を行わせていただいている状況です。そういった地域の特性に合った品目の導入あたりも、今後は丁寧に選定のお手伝いをさせていただきたいと考えている状況です。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　ありがとうございます。我々担い手も、現在の担い手も一生懸命そういう作物ができないかというのを探しますけれど、御協力をよろしくお願いします。

法人化に伴う県の事業の農地集積加速化事業は本年度で終了となりましたが、これからもさらに県と協議を重ねていただいて、農地集積加速化事業の再開の要請、それからまた遊休農地解消にもつながる新規作物の導入の支援要望にも、ぜひ働きかけていただきたいと思います。課長、ありがとうございました。また、後で。

続きまして、遊休農地（耕作放棄地）の発生防止、解消の取組は、ということですが、今後の農業の高齢化や担い手不足の状況から見ると、遊休農地を把握した上で農事組合法人などの担い手や企業への耕作のあっせんを図り、発生防止と解消に取り組まなければならないと思います。特に整備が行き届いていない中山間地域では、平坦地と比較しても生産条件に恵まれていないことから、耕作放棄地が発生するおそれがあると聞いております。そこで、農業委員会事務局にお尋ねいたします。現在の耕作放棄地の発生状況を教えてください。

○議長（湯淺正司君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邉一倫君）　おはようございます。ただ今の質問について回答い

たします。

耕作放棄地につきましては、毎年８月と２月に農業委員、農地最適化推進委員、事務局で地区割をしまして、農地のパトロールを行い、調査をしております。昨年８月の集計結果を見ますと、阿蘇市管内で 42.5 ヘクタールを確認しております。令和元年度は 34.4 ヘクタールでしたので、8.1 ヘクタールの増加となっております。今年２月に実施しました農地パトロールの調査につきましては、まだ集計中ではございますが、各班のパトロールの状況を聞きますと、若干解消されているとお聞きしております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　42.5 ヘクタールということは、私にしてはちょっと多いかなという気持ちになっております。2 年も 3 年も耕作されていないような、要するに遊休農地といいますか、非農地というんですか、そういうのも現在実際ありますか。

○議長（湯淺正司君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邉一倫君）　道路が狭いとか形状が悪いという部分につきましては、やはり 2、3 年耕作されていない農地もあります。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　担い手へ推進しましょうということですけれど、耕作放棄地を担い手に耕作のあっせんを募るような実績がありますか。

○議長（湯淺正司君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邉一倫君）　実績でいきますと、やはり耕作を望む担い手の方に、その農地を貸したり、売買した実績は若干ですがあります。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　やはり土地持ち非農家とか、将来耕作を続けていくことができない、また中山間地域のため、この先収益が上がるような圃場整備までして集団化に取り組み、米、麦、大豆などの作付けをするほど耕作条件に恵まれていないというのが耕作放棄地の発生の原因だと思いますが、しかし、このまま耕作放棄地が増えて、遊休農地にならないように、隣接している農業従事者とか担い手の方にあっせんを募るとか、また先ほど話もありましたけれど、新規作物の導入をして、耕作放棄地の発生の防止に今後も努めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。次に、未稼働中の施設を担い手に貸出しをということですが、農業の担い手の確保の取組から活動が進み、軌道に乗ると、数年後には作業の効率化を図るため、大型の農業機械や大規模な乾燥施設の導入が必要になり、格納庫や乾燥施設、育苗施設などの農業施設を新たに確保しなければならないという問題が発生することになります。なかなか新たに土地を購入して設備投資をすることは容易ではありません。そこで、市の施設の中で担い手に未稼働中の土地や建物を貸出しする検討をしたらどうかと思いますが、いかがですか。これには賃借料とかいろいろ調整もあると思いますけれど、利活用として可能でしょうか。御答弁、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、農政課の所管いたします行政財産、施設でございますけれども、来年度当初に未稼働の状態になる施設もございます。生産温室でございますけれども、そういったものがありますが、それぞれ施設ごとに設置条例がありまして、個人への貸出しができない形になっております。したがいまして、法人、団体等に対しては積極的に活用いただければということで、また御相談いただければ対応させていただきたいと思います。また、ＪＡの空いているような施設も時期的な期間についてはあるようでございますので、そちらも併せて御相談いただければ、ＪＡへつながせていただきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　もし貸出しが可能なそういう施設があれば、やはりどんどん大規模な農業形態となることを考えますと、そういう施設をお借りすることができたら、施設だけでなくて、農地でも貸出しすることができるならば、積極的に貸出しの支援を検討していただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　今、市の施設につきまして、状況次第では稼働中のものがございますので、タイミングといったものがございます。また、市の中山間支援事業の委員会事業で、先ほど議員から御質問がございました育苗施設、また機械の格納庫の導入支援等も併せて行っております。これによりまして、法人、団体等の経営の効率化につながるものということでお手伝いをさせていただいていますけれども、新規に導入なさると負担面も発生してまいりますので、そういった市の施設の稼働状況あたりも丁寧に各法人に情報を伝達してまいりたいと考えています。

○議長（湯淺正司君）　佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君）　貸出しができるところがあれば、積極的にお願いします。ありがとうございました。

では、最後に、「人・農地プラン」の工程表を基に農業の担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加の問題を解決するための支援活動を進めていただいております。そのかいあって、令和 3 年度からは 10 件の農事組合法人が活動することとなりました。各法人を含め、認定農業者など、現在の担い手の方には本市の農業の維持、発展に努めていただき、市の農業振興においても今後も将来の農業の担い手の育成に御尽力いただき、誰もがうらやむような「人・農地プラン」の実質化と農業の担い手確保の対策の先進地として活躍できますように、今後も引き続き御支援をよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　1 番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、暫時休憩をいたします。11 時 10 分から再開いたします。

午前 11 時 01 分　休憩

午前 11 時 10 分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、3 番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　おはようございます。3 番議員、児玉正孝です。お昼が迫っておりまして、プレッシャーを感じておりますが、頑張ります。

昨年来のコロナ感染症は、対策に関係する方々の努力によりまして、功を奏して人の理解も得られて、だんだんと収束に向かっているようでございますけれども、今後の生活様式はウィズコロナということが定着して、何もかも自粛モードが漂うのではないかと、そして、経済が停滞することが懸念されておりますが、市におかれましては、感染症対策と経済の立て直し、第 1 次産業から第 3 次産業までの発展を見据えた施策を強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

今回は、3 件の質問通告をしております。

最初の質問です。防災士の育成についてであります。防災減災が叫ばれる中、東日本大震災からちょうど 10 年、亡くなられたたくさんの方々、いまだに行方不明の方々に哀悼の意を捧げます。

まず、防災士の現状と自主防災組織との関わりはということです。日本防災士機構が認定した人は、「防災士」と呼ばれる人になります。生き残るためのあらゆる角度から経験と知識を持って、日常あるいは災害時、主導的役割で実践されている方が防災士ではないかと認識しておりますが、市はどのような位置づけで防災士を見ておられますか。そしてまた、期待する役割はどうでしょうか。そして、分かりますならば、どのような職業、職歴を持った方でしょうか。分かる範囲で結構です。政策防災課長にお尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　防災士ということでございます。防災士につきましては、その役割については、ただ今、児玉議員おっしゃったとおりかと思いますけれども、各地域、各職場におきまして防災活動の中心的な役割というものを担っていただくことによって、地域または職場において防災力の向上、被害軽減につながっていくものと期待をしているところです。

阿蘇市の資格取得者の現状につきましては、まず熊本県を通して確認をいたしましたところ、県内では 3,040 名の方が資格認証登録されているということですが、阿蘇市におきましては、そのうち 20 名の方が資格を取得されているようです。

この資格につきましては、民間の資格ということになりますので、個別の情報が確認できておりませんで、それぞれの現状の活動につきましては、これも確認はできていない現状です。ただ、中には区長さんからのお勧めで資格を取得された方もいらっしゃると聞いておりますし、自衛隊ＯＢの方もいらっしゃると聞いておりますので、その職場、その地域において中心的な活動をしていただいているものと考えているところです。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　今現在数が阿蘇市で 20 人ということです。県内では 3,040 人と。私が調べましたことでは、2 月末現在、全国で 20 万 5,896 人、近隣の町村を見てみますと、小国町 15 人、南阿蘇村 36 人、高森町 47 人、大津町 103 人、菊陽町 116 人、合志市 175 人となっております。阿蘇市には、もっと今、課長が説明されました地域の中心となられるという方を増やす必要があると思っております。

市は、早くから自主防災組織の重要性を鑑みて、行政区を中心とした、主体とした組織づくりに取り組まれてきました。今現在、大小 117 行政区でありますが、どれだけの組織率になるでしょうか、お尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　117 行政区のうち、113 行政区で自主防災組織が組織されているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　117 行政区の中で 113 行政区ということで、以前よりもだんだん組織率は上がっているように思います。国は、それぞれ理由があって、やはり早くすべての行政区にこの組織が網羅されればいいかなと思っております。自助、共助、この共助の部分はまさに行政区を中心としました自主防災組織と私は考えておりますが、どこの区でも自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持っておられます。区長さんを長としまして、老人会、子ども会、あるいは消防団、婦人会、それぞれ組織が一つになって行政区は成り立っているわけですが、ひとたび災害が発生しますと、区長さんや中心的な役割を担う、世話する人たちは、すべてには災害時は手が回らなくなるのではないかと思います。人の連絡、連携やほかとの折衝など、役員さんたちは多忙を極めると思うわけです。私は、自主防災組織がうまく機能すれば、行政の、いわゆる公助の面でスムーズに必要とされる支援が速やかにできて、またほかの違った支援活動ができるのではと考えますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　まさに議員おっしゃるとおりだと思います。まずは、自分の命は自分で守るという自助、これが一番かと思いますけれど、その次にくるのが、やっぱり自分たちの地域は自分たちで守るという共助の活動が、まず市役所からの支援が行き届くまでは、そこが一番重要になってくると思いますので、自主防災組織を中心とした防災活動、これは非常に重要なことだと思っております。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　ありがとうございます。

昨日、野焼きも終わりましたけれども、乾燥しきった天候が続いて、関東地方では大変な山火事が連発をこの間しました。これはやはり人災によるものでございましたけれども、災害はいつどこで起こるか分からないわけですが、阿蘇市も度重なる水害、地震、災害に痛めつけられてきました。一番はやはり人の命ということが大事ということは言うまでもありませんけれども、平成 24 年の水害では、阿蘇市でも多くの方々の尊い命が奪われました。そ

のような中で地域の絆がやはり大切にされて、自助、共助、公助の中でみんなが助け合って、復旧・復興につながってきたものと思っております。

私の地区でも、市から貸与されております発電機、あるいは照明、その他備品を活用して、村の納涼祭、あるいは敬老会等の催しに利用して点検整備をやっているわけですけれども、常日頃のみんなの意識が大事だと認識をして、機会があるごとに消火器の操作や消防ホースの取扱いなどを今までみんなで実施してきたところです。

そこで、各区の区長さんをはじめ、役員さん方は定期的に入れ替わりがあるわけです。熱心に防災訓練等に取り組まれている方々でも入れ替わりがありますと、やはり知識のこともありますし、それぞれの地区の熱心度に必然的に温度差が出てくるのではないかと思っております。多額の防災予算を投じて、機材、機器の配備を今までされてきておりますけれども、有効に活用されているのでしょうか。それと、市では自主防災組織がどういう運営、あるいは活動展開をされているのかを把握されているかということでございます。今、20 人の防災士と自主防災組織とが連携をしているところというのは把握されておりますでしょうか。課長、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　防災士の活動につきましては、先ほど申し上げましたように、民間の資格でございますので、把握ができておりません。ただ、20 名の中には、自主防災組織の中で中心的な役割を担って活動されているものと思います。

自主防災組織につきましては、おっしゃるように、毎年、区長さんも代わってくるような状況でございますので、我々としても、毎年毎年繰り返し繰り返し、自主防災組織に対しましては、活動の活性化といいますか、推進を毎年図っていきたい、周知をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　ありがとうございました。

そこで、防災士育成の方法と今後の展望はということでございますが、先日の熊日新聞に「各市町村、人手不足背景に防災職員掛け持ちで担当」という記事が載っておりました。阿蘇市は、以前の防災対策室から政策防災課へ組織を改革されたことは大いに評価をされるところであると思っております。私は、今 20 人の防災士の育成、これをもっと増やすという努力をやっていくべきだと考えております。防災組織の中に防災士が存在すれば、十分にその組織が機能するでしょうし、また災害の拡大を未然に防ぐという役割もできると思います。役員の入れ替わりによって、やっぱり活動が停滞しないように、毎年毎年同じような政策防災課から地域に対しての御指導をしないでいいようになればいいと思っております。組織をどうしても、ただ名前だけという机上のものとせずに、活性化させるには、ある程度の防災士の数が必要ではないかと思っております。防災士の方々がやはり中心となって、すべての防災組織に対して防災リーダー研修をやっていただければ、出前講座でもいいと思いますけれども、組織が継続的に動いて、単なる防災訓練のマンネリ化も防げるのではないかと思い、意識の向上も図られると思っております。

先ほど課長がおっしゃいました民間の機構でございますが、日本防災士機構、この機構が認証した人が「防災士」という名乗りができるわけです。防災士養成研修講座を受講して、資格取得試験を受験、そして合格、その後、救急救命講習を受けて、初めて認定されるという流れのようです。

県では、受講料無料の養成講座を年1回開いております。これは課長も御存じと思いますけれども、火の国ぼうさい塾と思いますが、毎年募集が 100 名、そして市町村の推薦枠 71 名、一般枠は 29 名と聞いております。個人負担が 1 万 1,500 円いるわけですけれども、調べましたところによりますと、県内の市町村では、水俣市、山鹿市、菊池市、天草市、合志市、長洲町、大津町、菊陽町、多良木町の 9 市町が何らかの形で防災士に向けた助成をやっていると聞いております。県も、防災士もただ資格を取ったらそのままということではなくて、常日頃のスキルアップが大事ということで、「地域防災リーダースキルアップ研修」と称して、定期的なフォローアップもやっているようです。

私は、何度も申し上げますように、防災士の養成に対しては将来にわたっての重要性を強く感じているところであります。やはり地域に貢献をしたいという市民の方、今までの職歴、経験された方、スキルを持ってやられる方は、たくさんいると思います。防災士が増えれば、行政の負担軽減にも大いに寄与することができるのではないかと思います。ぜひとも前向きな姿勢で養成に取り組んでいただきたいのですが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　お疲れさまです。

この防災士の取組につきましては、以前、一般質問の中でも私が質問を受けました。そういった中で、平常時は、防災士の役割、やっぱり地域において、訓練、地域の見回り、危険箇所の把握、そういった仕事も出てきます。緊急時においては、行政と各地区の橋渡し的なものにもなりますし、行政が間に合わないときには、やっぱり地区区長さん方と、おっしゃられたように、しっかり手を取ってやっていく、そういったことになっております。

火の国ぼうさい塾、熊本県のほうで無料で開催をされておりますので、そういった分をやっぱり広く私たちとしても周知して、できるだけ多くの防災士育成につながればと考えております。ただ、費用が若干発生するというのは事実でありますので、この費用については、今後、防災士を育てていくためにどういった方向性がいいのか、先進自治体もございますので、そこを見極めた上で、阿蘇市としては方向性をただしていきたいと思います。安易に、一回、助成をしますと、半永久的にずるずるずるずるいく傾向にもございますので、費用対効果、現在の防災士が他の市町村でどういった活動をされているか、実際に有益かどうか、理想と現実ではありませんけれども、そこを見極めた上で、しっかり対応していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　部長、ありがとうございます。

やはり長く部長も防災関係に携わってこられたと思いますので、今おっしゃいましたように、日常から災害を未然に防ぐという立場の防災士、これの予算措置を強く要望いたしまし

て、この質問を終わります。部長、ありがとうございました。

次に、空き家バンクについてであります。地域の活性化のために移住・定住の促進ということを目的としたのが空き家バンクですけれども、掲載されている市のホームページ、これを見ても、検索はしやすい場所に配置されております。このサイトによって、都市圏部からの移住につながっていますか。現状を、まちづくり課長、お尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　それでは、空き家バンクの今の現状について御報告いたします。

平成27年の後半から現在までの登録数としましては、今93件でございます。そのうちの70件ほどは売買、賃貸等を済ませておりまして、現在公開中の物件については25件となっております。これについては、空き家バンクのホームページを改修したということもありまして、今現在の空き家バンクへのアクセス数は月6,000件ぐらいの数字が上がってきておりますし、空き家バンクの利用登録についても、今現状217件の方が登録をしていただいております。また、問合せ等については、ほぼ毎日のように問合せ、もしくは来場されて、空き家バンクの情報を聞かれるという状況になっております。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　毎日の問合せがあるということでございました。これは本当に喜ばしいことと思います。

先日の熊日新聞では、南阿蘇村の吉良村長のインタビューがあって、「移住・定住の問合せは今 350 件ほどあります。」ということで載っておりましたけれども、この内容は分かりませんけれども、やはり村もそれだけ情報発信をやっている結果かと思っておりますので、市もうんと情報発信をお願いしたいと思っております。

空き家バンクのホームページを見てみますと、今、課長に御説明いただきました、いわゆる空き家を売りたい、あるいは貸したいということでございますけれども、貸したい方、売りたい方、この比率というのは分かりますでしょうか。それと、空き家に付随した農地が含まれていた物件というのはございましたでしょうか。お願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　これまでの登録件数の中での率でいきますと、売買が55件ほど、それと賃貸が40件ほどで、併用して売買でも賃貸でもいいという部分も何件かございますので、トータル件数と合わせると若干数字の差異がございます。

あとは、農地につきましては、これまでも農家住宅を借りたいという方もございましたし、農家住宅を登録したいという方もいらっしゃいました。ただ、これに関しましては、農地があるということ以前に、事前にお話を聞かせていただきますと、非農家の場合については農地法により取得の制限がございますので、事前に農地部分がある場合については、現在は農業委員会に先にお問合せをしていただいて、御相談されている状況となって、なかなか農家住宅であったり、農地がある部分を賃貸とか売りたいという部分がスムーズに要望にお応えできない状況も発生しておりましたので、今現状この部分については、農政課、農業委員会、

まちづくり課、関係各課で前向きに対策ができないかと協議をさせていただいている状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　先月だったですか、空き地がホームページに出ておりまして、その中に畑が含まれている案件が１つありました。それは、売れているという、済みということで出ておりましたので、やはり関係者の方かなと思ったわけですが。今、課長がおっしゃいましたように、狭い土地であっても、やはり名目が農地ということでありますと、誰でもが買うことはできないわけです。農地の売買にはやはり農業全般を守るということであります、今おっしゃいました農地法の制限を受けるということです。都市圏部に住むＩターン、Ｕターンあるいは Ｊターン、この方々がやはり農業を始めたいと希望しても、いろいろな制約があって、その家が買えない、土地が買えないということであります。今現在は、最低 50 アールを取得しなければ買えないということがありますが、そこ辺の説明を農業委員会事務局長、お願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡邉一倫君）　ただ今の質問について回答いたします。

当市では、農地を取得する場合は、現行では不許可の例外を除き、農地法第３条により、取得後の耕作面積、経営面積は、先ほど市議が言われたとおり、50 アール（5,000 平米）以上が必要となってきます。そのため、空き家バンクを利用し、移住・定住を検討されている方が小規模の農地を取得して、農業を始めたいという方についても、小規模であれば、農地の購入はできなくなっております。

県下 10 市町を確認いたしますと、農地取得の下限面積を設定する際、空き家バンクに付随した農地の取得については、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用しまして、1 アール（100 平米）からでも取得できるよう面積が設定されております。

農業委員会としましても、空き家バンクに付随した農地の取得ができるように、関係各課、農政課、まちづくり課と協議をしております。また、総会後に農業委員の方々とも、どうにか取得ができるような方向性を持っていくところで協議を進めております。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　ありがとうございました。

やはり法の制限というのがありますけれども、家を造作するときに調べてみたら、自分の宅地の中に一部農地があったり、あるいは畑の中に家が建っていたりというケースがあるそうです。そのような状況があるということは、今後も空き家バンクに出てくる物件の中にもやはり農地が含まれるということが十分に予測できます。売るほうは畑が含まれていてもすべて買ってもらいたいということを願っているんじゃないかと思います。農家でもない人が農地を買うために、今、事務局長おっしゃいましたように、法の緩和等をやはり早くしていただく必要があるかと思います。農林水産省令で、今、事務局長がおっしゃいましたように、下限面積の設定というのが各農業委員会でできます。委員会でぜひとも審議してもらって、

空き家バンクに付随する農地はもっと少なくても、農業委員会が別段の面積として公示をされれば買うことが可能でありますので、よろしくお願いいたします。

資料によりますと、2 月 20 日現在で空き家とセットで農地を取得する場合に下限面積を下げているという市町村が全国で 359、県内では 13 の市町村がありました。近隣では、南小国町が別段面積で 1 アール、荒尾市、山鹿市、天草市、宇城市、同じく 1 アール、人吉市では 0.1 アール（10 平米）、これが設定してあります。農業者の高齢化、あるいは農業の衰退による地域活性化が危ぶまれている中で、新しく移住された方が農地を取得できれば、新規就農という面でも寄与できるかと思います。ぜひとも農業委員会事務局長におかれましては、先ほどおっしゃいました、この審議を早くいただいて、年に 1 回しかないかと思います。十分今からだったら令和 3 年度には間に合いますので、決意をお願いいたしまして、人口交流と市の農業の発展にも関わる案件でありますので、よろしくお願いして、この質問を終わります。

最後の質問です。保育園児の通園路の安全確保についてであります。内牧保育園の入り口のすぐ側ですが、ブロック積みの構造物があります。これは、市では確認ができておりますでしょうか。福祉課長、御答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　お疲れさまです。ただ今の質問に答えさせていただきます。

口頭でありますが、内牧保育園から以前に情報提供があっており、民間所有の対象物として確認はしております。ただし、危険構造物であるかどうかについては報告を受けておりません。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　園からも相談があったということでございます。

以前、あそこ一帯に旧阿蘇町の時代にジャングル温泉というのがありまして、最後は確か教育委員会があったんじゃないかと思います。現在の保育園は、他の幼稚園を経営する法人が水害の後、平成 24 年から開園していると思っておりますが、平成 31 年度予算で 6,000 万円の市の予算で施設整備補助金をかけて、改修が終わったばかりということでございます。この構造物は、市所有の敷地と市道との間ということであって、2 坪ほどあるかと思います。すぐ入り口の横にありまして、恐らく内牧保育園の設立当時にはあったのではないかということでありますが、そこ辺の経緯は御存じでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　その当時の経緯というのは、私も存じておりませんが、状況から見ると、当時からあったものとは思われます。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　その構造物は、およそ 4 メートルもあるような煙突らしきものが突き出しているブロック積みでございます。毎朝毎夕 120 人を超える園児並びに保護者が通るところでございまして、老朽化した建物で私には市道に面した危険構造物ではないかと見ております。園児だけではなくて、やはり一般市民、また車も通っている場所です。市道の安

全確保というのができていないと私は思いますが、建設課長、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　お答えいたします。

市道に面した工作物、建築物という取扱いになりまして、所有者の管理の下、安全な管理をしていただくということになりまして、市道側として強制的に撤去という指導は行いません。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　園の関係者の人に、「あれはどうにかしないと危ないのではないですか。」ということで尋ねましたところ、園の所有ではないし、また市の所有物でもないということを言われたということで、危ないことは十分、園も認識されており、相談もあったということでございます。園が所有者に改善を何度も求めてもらちがあかないということでございました。何か起きたときでも管理指導の瑕疵でもございませんので、市の責任は発生しないと私は思いますけれども、民対民、民民の問題であって、行政が介入できないということが当たり前かとは思いますけれども、やはりそれではどうかという思いがあります。何らかの事故が発生する前に、庁内協議をやっていただいて、あるいは顧問弁護士も交えた協議をするなりの行動は取れないでしょうか。市民部長、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　お答えします。

今、議員の質問の中に、顧問弁護士とか、そういうお話もございましたけれど、今の段階ではまだそういう段階には入っていないという状況です。先ほど、建設課長もお答えしましたが、いわゆる民間が所有する泉源施設、空洞ブロック建築物でございます。一部ブロックの部分につきましては老朽化が進んでいるようなところもございますので、この部分につきましては、阿蘇市の生活安全条例等に抵触するようになった場合は、所有者に対して安全管理の要請を行うということが、今の段階ではそこまでという形になります。あくまでも民間の所有でございますので、民間の保育園が要請したときもありました。行政としてどこまでそこをタッチするのかという部分はなかなか線引きが難しいところでございますが、この建物については、市道、それと保育園の近く、それと先ほど言いました生活安全上のところを踏まえた上で注視していきたいと思っております。注視というのは、見届けていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　前向きな御発言、ありがとうございました。

やはり市民の安心・安全を守るという役割が我々にはあるわけです。かわいい小さな子どもたちが毎日通っているところでございますので、安全を確保してやるためには何か誰かが行動を起さなければいけないと思うわけですので、ぜひとも今後も検討していただくことを願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　3 番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中、あと 14 分ほどございますが、午前中の会議をこの辺でとど

めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、午後1時から再開いたします。

午前11時46分　休憩

午後 1 時00分　再開

○議長（湯淺正司君）　これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、4番議員、甲斐純一郎君の一般質問を許します。

甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　4 番議員、甲斐純一郎でございます。発言通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

その前に、コロナウイルス感染症の件でありますが、先日、1都6県、緊急事態宣言が出され、併せまして熊本県も独自で発令されました。そのかいありまして、熊本が非常に激変しております。当然、阿蘇市もしっかりとした数字が出ておりまして、大変よかったと考えております。まずもって、コロナ感染症に関わる医療関係者に対しまして、心から敬意を表すところでございます。

今回は、私、アゼリア21の今後の運営方針について質問をさせていただきます。

私は、2月24日、利用者の方から連絡がありまして、「今月をもってアゼリア21の温水プールが廃止になると聞いた。どうなっているのか。」と、「議会は知っているのか。」という問合せがありました。「詳細な説明がなされていない。」と、大変厳しいお言葉をいただいたところであります。しかし、2 月 26 日、議会初日後、全員協議会で温水プールについて説明がなされ、温水プールは廃止でなく、当面休止だと。そして、今後、検討準備委員会で慎重に審議していくということを確認させていただいたところであります。そして、その翌日からお知らせ端末やはがきによる利用者への通知があり、市民の方々も確認されたと思いますけれども、13 日の全員協議会でもまだ問合せがあると聞いたところであります。私は、施設を利用される会員をよく存じ上げておりますので、これから先の対応がスムーズに、しかも内容濃く検討され、市民利用者が納得できる結論を得られるための代弁者として、一般質問を決意したところであります。そして、3 月 12 日、全員協議会でこの件の説明がありました。重複する点があるかもしれませんけれども、全員協議会と違い、一般質問でございます。議事録に残るかと思います。再度お尋ねすることになるかと思いますが、御了解いただきたいと思います。

まず最初に、現時点の決定事項と現状についてお尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

現状ということで、現時点の決定事項としましては、利用者の安全確保のために、安全を第一として温水プールの利用休止ということでございます。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　現状について、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　アゼリア 21 の現状としましては、現在のところ温水プールが利用休止、それからトレーニングセンター、温泉につきましては、今までどおり運営を行っております。3 月 1 日から温水プールは利用休止となっておりますので、今のところ利用者はいないということでございます。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　私がお尋ねしたかったのは、現状を確認されて、どこがどう悪かったといったところをお尋ねしたいと思っておりました。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　全員協議会でも報告いたしましたが、現場にまた職員 4、5 人で赴きまして、点検口から改めて確認をさせていただきました。点検口から確認できる部分について、さび、それから劣化が私たちの素人の目ではございますけれども、そういう部分が確認されております。温水プールの天井の部分の点検口、それから屋根の頂上まで上がりまして、屋根の部分のさび、亀裂等を確認しております。それから、またドローンによる全体的な空撮による確認もしているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　分かりました。

当然、今回の期間があまりにも判断が短い。休止に至るまでの時間が 1 週間もないという状況を考えてみますと、点検をしたり、周知が遅れたといったところもあるんじゃないかと思います。しかし、話をバックする気はありません。前に進めてまいりたいと思います。

私が調べましたアゼリア 21 は、平成 7 年、ふるさと創生事業により、地方が自ら考え自ら行う地域振興、過疎化対策の一端として、温水プール、温泉、トレーニングセンターを取り入れた合宿の里づくりとして計画されたと認識しております。温水プールの入り口には、当時を彷彿させる利用した日本スポーツ界のレジェンドの写真が何人も飾られておりまして、当時の勢いを感じるところであります。

まずは、当時のアゼリア 21 建設計画の正確な趣旨と、その後 25 年、これまでの運営実績、13 日に一覧表を見せてもらいました。そこの説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　平成 7 年、開設当時の資料はございませんけれども、私たちが聞き及んでおりますのは、スポーツ合宿施設ということで、旧一の宮町時代に建設された総額 20 億円の施設だと聞いております。当時は、50 メートルの九州でも 1、2 か所という公認プールがある施設だと聞いております。25 年、それからたっておりますけれども、旧一の宮町におきましても地域振興の一端を十分に担ってきた施設ではないかと考えております。現在のところ方向的にはまだ空白ということで、これから検討してまいるところでございます。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　このことは、まさに観光立国阿蘇の発想からして、いろんな産業への経済波及効果につながるものだというところで計画されたと思います。しかし、現実はといいますと、平成24年から九州北部災害がある。平成28年に熊本地震、それから阿蘇山爆発、そして現在は昨年よりコロナによる一時閉鎖、自粛と、全く魔の9年ではないかな、経営的にも相当大変だなと思っているところであります。また、よそから移住される、定住を決意された方にとりましては、まさしく避難の問題が山積で、本当に困ったなという思いをされているのではないかと思います。その最後のとどめが温水プールということではないかと思います。そういった利用者の方に対して、どういうふうにお考えになっているか。よければ教えていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　1,100 名ほどの会員さんがおられます。今回の温水プールの突然の休止に伴いまして、利用者の皆様方におかれましては、多大な御迷惑をかけて、本当に申し訳ないと思っております。私どもとしましても、切りがいい3月中の検討する期間を設けて、4 月 1 日からと考えた時期もございましたけれども、特に子どもさん方の会員の皆様方とか、突然の講師の先生とのお別れとか、そういうことも起きましたものですから、非常に利用者の皆様方には申し訳ないと思っております。今後、検討準備委員会等で今後の方向性について協議してまいりたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　今申し上げております移住者、定住されている方、このダイワハウス関連でありますけれども、よくよく調べてみましたら、既に120世帯が移住されてきていると。そして、別荘としては 30、40 か所、建設されていると聞きました。非常に私ごとで申し訳ないですけれども、私の行政区は 30 世帯ですので、それから比べますと 4 つ分に当たる。これは非常に大事なことではないか、市にとっても大変大事なことではないかと思います。また、私がそのエリアに仮に移住したとしたときには、私の場合は全財産を処分しないといけないと。そうすると、火山灰が降ろうと、地震が来ようと、もうそこから逃げられない。仕方なく住みつかないといけないかと思うんですけれども、よくよく聞いてみますと、これは私の憶測で申し訳ないですが、移住されてきた方は結構富裕層の方が多い。「こんな次から次に難問が降ってくるなら、私たちはそこを処分して、他の地区に行くよ。」という話を聞くわけでございます。そうなりますと、市は関連企業と連携を取りながら、やはり阿蘇の過疎化対策をしっかりとやっていかないといけないのではないかと思います。これからの検討準備委員会で重要な検討事項の一つとして議題に上げていただければと考えているところであります。

また、熊本県内、公式競技施設（プール）は、熊本県で2つと思っておりました。ところが、先日の全員協議会で公認プールではないという、これは法改正に基づいてであるかと思いますが、現在は違うとお聞きしたところであります。県内、一般プール、それぞれ各市に整備されているかと思います。しかし、当然夏、水泳競技や合宿といったら、多分、阿蘇の

右に出る地域はないと思います。九州外の関西、関東から見たとき、言わずと知れたことでありますけれども、「阿蘇は、熊本の阿蘇じゃなくて、阿蘇の熊本じゃないか。」と言われるぐらい「阿蘇」の知名度が高いわけであります。そこにも書いておりますけれども、「阿蘇は九州の軽井沢」と県外の方々はよく言われております。我々九州人でも軽井沢は当然知っているのと同様じゃないかと思っているところであります。

また、繰り返しになりますけれども、交通インフラの整備がなされ、ＪＲ豊肥本線、国道57 号等々がそれぞれ開通しまして、時間短縮がしっかりなされております。これからこそ阿蘇の観光と一緒になって対応していかなければならないと。それにこのアゼリア 21 も一体となって、泊まで考えてくれば、全体の経済波及効果につながるのではないかと考えているところでございます。

今は、まだまだコロナウイルス感染症の自粛の時期ではありますけれども、今のうちに早くしっかりと作戦を練って、コロナ禍が明けたときに、これは観光客の取り合いになろうかと思いますので、そういったところをしっかり考えていっていただきたいと思います。その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　これまで定住・移住の部分について 120 名の方が来られているということで、私たち教育課が所管課ではございませんけれども、担当する課と情報を共有して進めてまいりたいと思います。

先ほど公認プールの話がございました。全員協議会でも説明いたしましたけれども、公認の規則が平成 13 年に変わりまして、飛び込み等の事故が発生するということで、水深が大体 1.35 メートルないといけない、それから 8 レーン、アゼリア 21 は水深 1.2 メートルで 7 レーンということで、県大会以上の競技をすることができない状況でございます。現在のところ基準を満たしていないことから、誘致ができていないところでございます。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　私、第 2 次阿蘇市総合計画、5 つのチャレンジというのを確認しました。「健康で安心なまちづくりへのチャレンジ、市民一人一人が健康意識の高揚を図りつつ疾病を予防し、健康の維持増進に取り組める環境づくりを進め、誰もがやさしさを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進する。」という項目であります。要は、アゼリア 21 施設は、地域住民利用者、老若男女が自主的な健康づくりに活用されております。その中で、温水プールでありますけれども、寒暖に関係なく、足腰の痛みに悩まされている方々が水の力を借りてトレーニングをされております。また、そういった方々がグループをつくり、輪がどんどん広がれば、住民健診受診率も上がるのではないかと思います。いつも市長がよく言われる「健康が一番」という言葉こそ、医療費の軽減に見えないところでしっかりと貢献されているのではないかと思います。もっとアピールしなければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今、議員が言われましたとおり、全天候型でございますの

で、冬場の気温が寒い時期には運動不足になりがちですが、これまでも冬の水泳、温水プールは、これまで十分健康寿命を長くするという意味で、そういう部分を担ってきたのではないかと思います。私は、所管課ではございませんけれども、医療費の削減という部分に対しても寄与しているのではないかと思っております。プールに限らず、今後、生涯スポーツの施策を目指してまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　ありがとうございます。

これから検討準備委員会で早急に審議が進められていくと思います。できるだけ早めの対応をしていただき、こういう人たちがグループを組んで他地区に流れていかないように、これをしっかり考えていかないといけないかと思います。

私は、今の時点で何も決まっておりませんので、こうしますというのも当然、執行部は言えないだろうと思いますので、私のほうで幾つか考えていることをまず話をさせていただきたいと思います。

まず、それは、とにかくアゼリア 21 の温水プールを、阿蘇市全般のさらなる活性化につなげ、各分野へ経済波及効果が生まれることを大局的に考えていくということであります。それには、まずアゼリア 21 施設は、この検討委員会、市の幹部ばかりが集まって検討しても意味がないんじゃないかと。意味がないというと失礼ですけれども、多くの人の話を聞いて、判断をしてもらわなければいけないのではないかと思います。そのためには、利用者あるいは地域の人、地域の人といいますと区長さんが中心になろうかと思いますが、そういった人たちに加入していただき、これは適当な名称でありますけれども、「アゼリア運営検討委員会」とかいう形でメンバーを構成していただき、そういった方にいろんな御意見をお聞きするのも一つではないかと思います。その中で、運営経費の状況説明、また年会員の見直し、維持管理運営費、それと改修費用、こういったものがこれだけかかるんだということをしっかり説明をして、御判断いただく必要があるんじゃないかと思います。私的には、当然、年会員の増員、これも図らなければいけないと思います。また、会費も今の金額ではなくて、これだけかかるんだということをしっかり言えば、ある程度の増額は御理解を得られるんじゃないかと考えております。そうしますと、必要運営経費ぐらいは当然出てくるのではないかと考えているところでございます。何はともあれ、そういった細かい部分を利用者あるいは地域の人々にもしっかり説明する必要があろうかと思っているところであります。

また、アゼリア 21 のプールだけでなく、阿蘇市全体の観光案内、いわゆる観光エリアとのタイアップというのも必要ではないかと思います。今後、アゼリア 21 が仮に再度運営がなされるような形になったときに、アゼリア 21 内に観光案内をしっかりしたり、その観光案内に協力していただく方は、観光ＰＲ会員という形で会費を協力願ったりしていく必要があるんじゃないかと思います。それと、水泳競技、スポーツ全般等の合宿の積極的な誘致、これも必要だろうと思います。また、現在、子どもたちは授業でプールを使うというのがありません。やはりそういったことも検討していただく。子どもがプールに入るということになると、保護者も当然付き添わなければいけない。その場合は、保護者も当然会員になって、

子ども同伴で対応していく。こういった形をやっぱり考えていかないと、それこそ出るものは出ないと考えているところであります。そして、市民並びに利用者の思いが届くように御検討いただきたいと思いまして、ここは検討準備委員会の委員長を副市長がされると聞いております。御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　副市長。

○副市長（和田一彦君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

おっしゃいましたように、私は、今、検討準備委員会の委員長という役をさせていただいております。そもそも、先ほどお話がありましたように、アゼリア 21 はこれまで地域振興あるいは市民の健康増進、こういったことにある一定の役割を果たしてきたと思っております。ちょうど築 25 年たつということで、去年の 6 月に大規模改修をやるにしても、今後どういうふうにするかにしても、非常に大きな問題ということで、去年の 6 月に職員だけの検討準備委員会というのをつくりまして、それから基本的には施設が大丈夫ということで動いていたんですけれども、急にやはり点検をする中で施設の老朽化、特に天井が落ちるかもしれないと専門家からの話がありましたので、急にこんな形になってしまったところでございます。

今後の検討準備委員会の進め方でございますけれども、名前のとおり、検討準備委員会でございまして、当初からこの検討準備委員会が最後まで結論を出すということはもちろん考えておりませんで、正式な検討委員会に移る予定でございます。このメンバー等につきましては、お話がありましたような形になるのか、あるいは専門家等も入れた形になるのか、そういったことについても検討準備委員会の中で十分検討して、構成メンバー等を決めていきたいと思っております。天井が危険ということで、スピードを上げて進めなければならないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　ありがとうございました。

今後、検討準備委員会についての対応を今お聞きしまして、これはきっとすばらしい結果が出てくると思います。それが最終的に御判断できるのは、当然、市長だろうと思います。同じ見解ではなかろうかと思いますけれども、恐れ入りますが、市長に見解をよろしければお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　今ちょうど公平な立場で検討準備委員会が立ち上がって、そしてそれを踏まえた上で検討委員会というものに進んでいく。その取りまとめが今発言をされた副市長でありますので、私はそういう方々の御意見をしっかりまた聞かせていただきながら、最終的結論は出していくべきであって、今ここで私がどうのこうのということではないんじゃないだろうかと。それよりも、やっぱりそういう委員会でみんながどういう方向でいけば一番いいのかとか、いろんな意味で検討されるものだと思っておりますので、それまではなかなかというと何か越権行為にもなったりしますので、控えさえていただければと思います。

○議長（湯淺正司君）　甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君）　ありがとうございます。

最後になります。私的にこのアゼリア 21 温水プール問題が速やかに解決し、阿蘇市のすべての分野に経済波及効果としてつながって、県外の人に「やっぱり世界の阿蘇だね。」ということを言わせたいと願っております。

これをもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　4 番議員、甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

次の質問に入ります前に、資料の配付を行います。

〔資料配付〕

○議長（湯淺正司君）　続きまして、10 番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　久々の写真を使った質問です。ただ今配付しました資料は、個人情報保護法に触れますので、後で回収しますので、よろしくお願いしておきます。

10 番議員、菅敏徳でございます。通告書に沿って、次の 3 点、質問いたします。

昨年、今年と終始、新型コロナウイルス感染症の話題が絶えない年であります。早期の収束を願っておりますが、政府は新型コロナ対策に応じない感染者や営業時間短縮の要請を拒んだりした飲食店や入院を拒否した人たちに行政罰を新たに盛り込んだ新型コロナウイルス特別措置法と感染症法の改正法が成立し、罰則を導入するなど、コロナ禍における重苦しい社会状況が生じております。一日も早くワクチンの接種が可能となり、従来の生活に戻ることを祈っております。

このような暗い話題の中で、私なりに考えました現在各行政区で管理されております防犯灯の白熱灯をＬＥＤ化にした場合の 1 年間の電気料金の差益、それから都市再生整備計画事業を利用し、少ない予算でＬＥＤ化し明るい阿蘇市をつくれたらと思い、質問いたします。

まず最初に、現在、各行政区に設置されている防犯灯の契約数と 1 年間の電気料金の内訳、またＬＥＤ化の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　お疲れでございます。防犯灯につきまして回答させていただきます。

現在、阿蘇市で電気料を支払っております防犯灯につきましては、本年 1 月末時点で契約数が 4,356 件でございます。電気料金は、今年 1 月分が 117 万 6,366 円でございます。令和元年度電気料金の 1 年間の支払い実績につきましては 1,578 万 4,590 円でございまして、既にＬＥＤ化されているものにつきましては 1,301 灯という状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　ＬＥＤ化率は何％だったですか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　約 28％でございます。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　電気料金の負担は市ですが、防犯灯の電球取替え、また新設は各行政区とあります。ある行政区では、すべての防犯灯をＬＥＤ化にした行政区もあります。夜、そこの行政区を通ってみますと、非常に明るくて、夜でも車で通る場合、非常に通りやすい状況でございました。しかし、広範囲に防犯灯を多数管理されている行政区の中には、防犯灯が切れて放置されているところもあり、なかなかＬＥＤ化が進まないのが現状でございます。執行部は数年かけて防犯灯をＬＥＤ化に移行する計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　防犯灯につきましては、合併からこれまで新設と維持管理につきましては、おっしゃいますように、地元行政区で対応していただいて、電気料を市が全額負担するという運用、取決めを行ってきているところでございます。ＬＥＤ化の計画ということでございますけれども、これまでそういう形で各行政区でＬＥＤ化に取り組んできていただいたところもございますので、市で一括してＬＥＤ化していくということについては、そういったところの行政区の了解とか理解も必要になってまいりますので、現状はちょっと難しいのかなと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　今、課長、ＬＥＤ化は少し難しいかなという答弁がありましたが、やはりＬＥＤ化を進めるに当たって、補助金とかがあると思うんですよね。ＬＥＤ化が進んでいる大津町に行って伺ったわけですが、大津町では、平成 27 年、平成 28 年に都市再生整備計画事業の交付金を利用して、まちづくり計画に沿って行われ、中心地とその周りを整備し、今後、中心地以外の地域を進めると言われておりました。ちなみに、大津町では、新設される場合は地元行政区で、維持管理、電気料金は町の負担ということでした。本市でも、この事業の利用計画、先ほどＬＥＤ化は進むのが今難題ということを言われましたが、この利用計画は今からあるのか、そして、その交付金の内容が分かれば、私も交付金の内容を少し調べましたが、お伺いいたします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　現在のところ、ＬＥＤ化は計画をしておりませんので、その事業については活用の予定はございませんけれども、言われましたように、都市再生整備計画事業交付金というものが以前ありました。私、調べましたけれども、現在につきましては社会資本整備総合交付金ということで統合されておりまして、もしＬＥＤ化の事業をするとすれば、その交付金のうち、防災安全交付金というものがありまして、そちらの活用が可能かと思います。それにつきましては、事業費に対しまして概ね 4 割の交付金が来るような形になっております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　そこで提案ですが、この交付金が 4 割が国からの交付されるということで、私のお金がかからないで明るくなるような提案でございますが、白熱灯をＬＥＤ化にした場合の電気料金、今先ほど言われました 1,578 万 4,590 円ということで、この電気

料金をＬＥＤ化した場合、単純に年間 800 万円ほど節約ができます。ＬＥＤ化した場合、電気料金が 2 分の 1 ということで、年間 800 万円を見込み収入として前倒しして、再生整備計画事業と並行してすれば、2、3 年ぐらいで市内全灯ＬＥＤに移行できると思います。少ない予算で済むかと思っているわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　全部ＬＥＤ化した場合、削減できる経費ということでございますけれども、既に約 1,300 灯はＬＥＤ化していますので、また白熱灯以外に水銀灯ですとかいうのもございます。新たに順次新設も要望が上がってきて、各行政区設置していただいておりますので、単純に半分というわけにはいかないかと思います。今予測しているのは、あくまで予想ですけれども、年間 400 万円ぐらいは削減できるのではないかと考えているところでございます。そういった削減の経費を当て込んでということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、合併後、維持管理につきましては、阿蘇市におきましては各行政区でこれまで対応してきていただいているということです。ＬＥＤ化につきましても、順次各行政区で対応してきていただいておりますので、現状においては当面この運用でいきたいと考えているところでございますので、御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　しつこいようですが、ＬＥＤ化した場合の、今先ほど差益が 400 万円出るということでございますが、ＬＥＤはやっぱり 10 年ぐらいもつわけですよね。そうすると、400 万円が 4,000 万円になるということ、単純に計算すれば、そういったのを利用すればいいかなと思ったわけでございますが。やはり防犯灯は、防災減災はもとより、今、国が進めておりますＳＤＧｓ、脱炭素社会を目指すことから、ぜひまた来年ぐらい頭を柔くして検討していただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　現状そういった計画でございますけれども、おっしゃられたように、交付金の活用等もしながら、ＬＥＤ化の事業につきましても今後の課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　課長、どうぞお座りください。ありがとうございました。

続きまして、第 2 期の阿蘇市子ども・子育て支援事業計画の中に、「通学路や地域内等における防犯灯の設置を推進し、犯罪の未然防止を図り、子どもの安全確保に努める。」とありますが、やはり自転車で通学されている中学生の通学道路、またスクールバスを利用されている生徒の乗降場などの防犯灯の早期ＬＥＤ化の検討をお願いしたいと思いますが、これは教育課と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えします。

通学路、スクールバスの路線についてということで、通学路につきましては、旧一の宮町

時代の 10 路線につきましては通学路の街路灯を教育課で維持管理をしております。新設をする場合におきましては、ただ今、政策防災課長が言いましたように、地元区で設置をするということになっておりますので、通学路の 10 路線については教育課で通常の点検をやっているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　通学路の 10 路線を教育課で管理しているということでございますが、そういったところをＬＥＤにする場合は、やはり教育課の予算が必要となってくるわけですか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　切れたりとか、新たに立てなければならない部分が出た分については、教育課で予算化しております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　課長、分かりました。あまり伺いません。

それでは、続きまして各行政区で維持管理している街路灯について質問いたします。内牧市街地の街路灯維持管理に関係する行政区は内牧 1 区から 5 区が主に管理していますが、水銀灯の耐用年数が近づいており、電気のついていない街路灯が少し見受けられるようになりました。また、維持管理している行政区は電気を取り替えるのに高額な予算がかかるため、行政区の財源を圧迫していると伺いました。そこで、街路灯は設置から何年ぐらいたっているのか。また、設置されたとき、各行政区との話合いはなされていたと思いますが、維持管理の内容、また 1 区から 5 区までの街路灯の数はどのくらいあるのか、お聞かせ願います。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　それでは、内牧の行政区内の件でございますが、これに関しましては一般財団法人地域活性化センターというところの事業を使いまして、内牧の街路灯でございますが、防犯灯という位置づけで整備事業をやっております。この整備に伴いまして、ほとんどの電球はＬＥＤと思います。水銀灯、白熱灯等は、古いものが区域外であれば残っているかもしれませんが、この事業でしたものについてはＬＥＤ化されていると聞いておりまして、その設置のときに、各行政区の区長さんと、維持管理については地元がやる、電気代等については市がお支払いをしますが、電球が切れたり、維持管理等々については区がやるということで、当時の区長さんと確約書を交わしている状況になっております。

○10 番（菅　敏徳君）　灯数は。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　申し訳ございません。灯数については、手元に持ってきておりませんが、かなりの本数があるかと思います。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　そこで、内牧の世帯数は数年前と比較しますと随分少なくなっております。現在、区費で街路灯や防犯灯を維持管理しており、街路灯を 1 台替えるのに 1 台 10 万円前後するわけでございます。そういった多額な予算がかかるわけでございます。や

はり区費の負担が大きくなっております。内牧市街地の街路灯が確か200灯ぐらい、私が数えたときにありました。1台が10万円とすると多額になります。2,000万円ぐらいになるんですよね。それを5行政区で割れば、やっぱり500万円ぐらいになるんですよね。そうなると、今、行政区から区費を払わないで、区に入らないで出る人もいるんですよ。そうすると、区費の収入も少なくなってきます。かといって、そこの防犯灯に電球をつけないでいいかというと、そこは区費で電気をつけないといけないわけですよ。その区に入っていない人の行政区でもですね。そうなると、だんだん区に負担がかかってくるんですよ。ということで、やはりこういったのは、一回、まちづくり検討委員会か何かを発足させ、この問題を解決しないと、今の内牧の5区の自治体だけではもたないと思うんですよ。そうなると、街路灯も切れていても、「俺たちには関係ないけん、切れたっちゃええぞ。」という区民も現れてきます。そういったこともありますので、そこは一つ地域の住民の方とやはり協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　申し訳ございません。先ほど本数については、今、菅議員が言われましたように、220灯ほどあるということになります。

維持の部分でございます。なかなか場所によって、少し違うのがやはり街路灯と呼ぶのか、防犯灯という位置づけでいくのか。防犯灯という位置づけであれば、防犯灯の灯がある下で若干字が読める程度という明かりという位置づけみたいです。やはり商店街からつながる部分については、それでは防犯も含めた街路灯の位置づけもございますので、防犯灯と街路灯というものを十分、市の中でも整理をさせていただいて、商店街の中で、じゃあ、管理ができないから防犯灯でいいかとなりますと、やはり今度はまた商店街の活性化であったり、商店街づくりという部分がございますので、少し検討が必要になってくるかと思います。また、商店街というものをどこまでを商店街とするのか。また、市道についている部分、国県道についている部分等もございますので、その部分の防犯灯であったり、街路灯という位置づけを再度、政策防災課、関係部署と整理をさせていただかないと検討が難しくなってくるかと思います。ただ、今の現状としては、整備の段階で、地元行政区で整備、修繕等はやるという形になっております。ＬＥＤ球については、大体10年から12、3年もつという形になるんですが、聞いてみますと雷に少し弱いようでございまして、ＬＥＤのコンデンサというんですか、変圧のところが非常に雷に弱いということです。もしかすると内牧については整備自体が平成22年ですので、10年ほどたってきています。そういったコンデンサの故障、もしくはＬＥＤの球が寿命を迎えたという部分が少し出てきている可能性もございます。そういった部分も含めて、今現状としては地元でどうにか球を交換していただくしか方法がございませんので、今後、街路灯、防犯灯の区分については、再度、政策防災課も含め、関係機関と整理をさせていただいて、検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10番（菅　敏徳君）　課長、ぜひ検討していただきたいと思います。

そこで、提案ですが、本市では、国際観光都市を目指し、県内でも最大の観光入込みを図っている阿蘇市です。内牧を訪れた方々が、街並みに街路灯の明かりがついてないとなると、観光地のダメージになると思います。そこで、観光課長、旅館組合、また観光協会などから維持管理の予算を、こちらに回せないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　そうですね、会員の方たちもやはり施設が減っております。旅館も観光施設も圧倒的に減っております。今、まちづくり課長が言いました部分と、併せてそちらも考えていきます。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　課長、ありがとうございました。ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、阿蘇市市営住宅跡地の整備状況と今後の利活用ということで質問いたします。本市では、用途廃止や撤去等を検討されている市営住宅が数か所ありますが、新しくできた市営住宅への移行に伴い、年々世帯数が少なくなっている状況です。住宅の取壊しにより、空き地が多くなり、空洞化が進んでおります。用途不要な側溝などは水害などが発生したとき、避難所に行くのに非常に危険な側溝になるおそれがあります。危険箇所の点検や整備計画があれば、お尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、昨年の 6 月 30 日の番出住宅内で発生しました事故につきましては、その後すぐに通行できないように簡易フェンス及び啓発看板を設置しまして、また保護者の方々にも学校を通じて周知をしたところでございます。この件に関しましては、行政財産である市営住宅団地の中で我々が把握してなかった保護者の方々の使用があっていたと。そこで、知らずに事故に遭ったということで、早急に対応したところでございます。同時に、ほかの団地につきましても、すべて点検をいたしまして、その結果、特に人命に関わるような緊急の危険性は認められておりません。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　空いた側溝などは非常に危険なところがありますので、その辺よろしくお願いしておきます。

続きまして、内牧小学校周辺の番出用水路整備についての計画ということで、内牧小学校のスクールゾーンと並行しております用水路は、地域住民、特に農業をされている方の大事な用水路であります。番出用水の世話人の方との協議となると思いますが、この用水路に蓋をする計画はできないか。また、このスクールゾーン、朝夕たくさんの児童が通学しております。しかし、道路の幅員が 3 メートル弱と非常に狭く、車が通ると児童が通れなくて、よけて通るような状況でございます。この市営住宅跡地を道路拡張に利用できないか。また、利用することによって子どもたちが安全に通学できると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

国道 212 号から内牧小学校につながる市道成川番出線でございますが、今、議員おっしゃったように、まだ水路を使用されておりますし、まだ現時点では改良の計画はございませんが、それと用水路の改修計画等がある場合には市道の拡幅も協議していきたいと考えております。

それと、住宅の跡地でございますが、そこの面も含めまして、一緒に考えていけたらと思っております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　部長、この地域の住民の方とこの前ちょっと話しまして、水路に蓋をかけるのは、それはよかろうと。水路の草を取ったり、水路を整備したりするような苦役があるので、蓋があるとそれをしにくくなるという御意見もありました。でも、その人たちが言うには、この道が狭いと。この写真で見ます 1 番、2 番、この前測ってみました。幅が 3 メートルを切っております。そして、ここを朝夕、小学校の子どもさんたち、何名ぐらい通るか分からないけれども、すごい人数が通っています。非常に危険だと思いました。私も、雨降りに 1 時間ばかり、7 時ぐらいから 8 時ぐらいまでいましたけれども、すごくやっぱり危険だなという感じがしました。2 番は、市有地ということで拡幅工事が簡単にできるのではないかと思い、質問したわけでございますが、やはり住宅跡地の市有地を道路拡張するようなことはできないのでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　市道と市有地なので、基本的にはできない話ではないと思います。私も時々通勤であそこの国道 212 号を使っておりますが、確かに送迎等がいろいろあっておりますし、これまで同じ土木でありながらその辺の話がなかったのと、それとなかなか利用者の方からもそういう要望は私がきてからは一度もありませんでしたが、全体的な流れは住環境課と建設課でございますので、その中でですね。それと、ちょっと心配なのが水路に水道の線が来ていたのではないかと、宅地に行くところですね。それも基本的には土木部でございますので。ただ、今後いろんな質問が出てくる中で配管の老朽化とかもありまして、その辺を絡めて、3 つが一緒にならないとなかなかできない部分がございますので、その辺も今後の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　ぜひ検討していただきたいと思います。やはり私も 1 区の区長さん、2 区の区長さんがこういったことの要望があっていれば、すぐ動いているんですよ。しかし、やっぱりなかなかなかったものだから、命護橋付近は大分一般質問をしたんですけれど、こちらの裏側のほうは多分大丈夫だろうということで見ていたんですけれど、今回行ったら、やっぱり悲惨な状況だったですね。ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、今回定例会の中にありました議案第 38 号の水路のグレーチングがずれ落ち、車両を破損させた件ですが、私も内牧地区の議員としてこのような危険な場所を見過ごして

いたことは非常に残念だと思っております。このようなことがないように議員活動をしっかりしていかなければならないと思うところでございます。

この水路は、昭和 42 年、旧阿蘇町時代に建設され、内牧小学校は、隣接する用水路や道路より低いため、梅雨や大雨のとき、事故の起きた水路を利用して、小学校に流入するオーバー水を黒川に排水する大事な水路でございます。しかも、多くの保護者が雨の日に児童を水路近くまで送ってこられます。これは、早急な整備が必要だと思いますが、部長、どのように思われますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　水路の件は、河川改修も大分進んだところではありますが、先ほどの件も含めて、3 課及び教育委員会等を入れた中で、その後の質問でございますが、今、駐車場にも利用しているということで、近隣の区長さんからお話がなかったという点につきまして、たまたま近隣に児童がいらっしゃらなかったかなと。どうしても車の送迎が多くございますので、学校も範囲が広くなりまして、ですからその辺のところで今後お話が出てくると思いますし、また今、菅議員がおっしゃった件について庁内でも検討委員会を立ち上げればと思っております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　部長、ありがとうございました。

続きまして、教育課に質問いたします。この児童を送迎するのに、雨降りとかは、ある一定の場所ではなくて、いろんなところに駐めて、児童を送り迎えされておりますが、そのような中で送迎に対する規定とかは何かありますか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えします。

内牧小学校の時間帯の規制がまずあります。7 時半から 8 時半までに番出住宅側から進入禁止という規制があります。きっと送迎のためには、雨降りとかの場合は、その時間帯を外して、その前か午後の帰る時間にされていたのではないかと思います。学校からは、はっきりした部分はございませんけれども、送迎時は手前の公民館の駐車場で降ろすようにということで、それからスクールバスの生徒さんもそちらで降りて、徒歩で通学ということになっておりますので、教育課としましては、子どもの安全を第一に保護者と話し合いながら安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　課長、規定がないとなれば、やはり雨の日とかは多くの保護者が不特定多数の場所に送迎されてこられます。車の往来も激しくなり、4 月からは新 1 年生も通学します。そこで、先生や保護者、行政と話し合い、ルールづくりをしていただき、障がい者やけがをされている方々の専用スペースを備えた番出住宅跡地に送迎車両駐車場として確保ができないか。やはり 1 か所にある程度乗り降りするような場所がないと、私が行ってみましたところ、そこの駐車場近くに来て、駐められます。それから、バックして、また一方通行で堤防を帰っていかれます。そのバックが一番怖くて、今、父兄の方々も大きい車が

多くございます。ということは、小さい新1年生とかは死角になるんですよね。そこで、やはりバックしたときなどが一番怖くなるんですよ。そして、大きい車で3人も4人も下車されて、帰られる人もたくさんおられます。ここは絶対どうにか関係部局と総合的にしっかりした整備をしないといけないんじゃないかと私もつくづく思いました。ということで、教育課に聞きたいのは、総合的に各関係部局と協議して、あと一回見ていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　すみません、先ほどの補足も一つつけさせていただきます。いろんな小学校の行事等については、行政財産使用許可ということで許可をもらって駐めさせていただいた分はあります。現在も学校の先生方の臨時駐車場として借り受けております。

今後におきましては、住環境課やほかの部局と話し合ってやりたいと思います。

あと、公共用地の跡地利用検討委員会等もありますので、そちらの中で検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　ぜひ検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、私の住む行政区は用途廃止や撤去等を検討されている市営住宅が3か所あります。その整備された空き地を高齢者の方々のレクレーションで利用できるコミュニティの場所としての確保、グラウンドゴルフなどをされて、コミュケーションをされるような施設ができないものか、お伺いいたします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　お答えします。

グラウンドゴルフ場という話だったんですけれども、やはり申込みにより利用できる施設が市内にも複数ありますので、同種施設の高齢者福祉施設としての設置については、現時点で予定しておりません。

今後の可能性についてですが、やはり特定の地域向けという部分での施設の整備は難しいかと考えております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10 番（菅　敏徳君）　課長、ありがとうございました。

最後の質問になります。内牧市街地の道路整備事業は、側溝や舗装工事、水道管の布設替計画等で約 40 数年ぶりに再整備が進んでおります。小学校のスクールゾーンでもあることから、朝夕たくさんの子どもが安全・安心に通学されております。これも関係部局の方々のおかげだと思って、感謝しているわけでございます。それで、商店街の皆さんや地域住民、そして観光客の方々も、「街がきれいになったね。」と大変喜んでおられます。1 期目、2 期目、工事が終わりましたが、今後の整備計画ということでお尋ねいたします。

吉良部長、35 年間、本当にお疲れさまでございました。置き土産としていい返事をよろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　どうもありがとうございます。いつもお世話になっております。

ただ今の件でございますが、内牧地区の市道でございます。国の交付金事業を活用して、内牧中央線、内牧幹線4号、小里中央線の舗装を進めていることは御存じのとおりでございます。今後も舗装工事、老化度調査結果に基づき、計画的に改修を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10番（菅　敏徳君）　部長、ありがとうございました。

それでは、水道課長の浅久野課長も35年間ということで勤められました。お疲れさまでございました。最後の答弁になりますが、水道の布設替工事を継続できるか、よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君）　失礼します。内牧市街地の上水道整備について回答いたします。

内牧市街地の上水道管は、下水道工事に併せまして硬質塩ビ管に整備が進んでおります。しかし、昭和61年以前の塩ビ管については耐震対応ではないために、更新費用の経費削減も考慮しまして、昨年から始めております建設課舗装改修工事に併せまして布設替工事を実施しております。

○議長（湯淺正司君）　菅敏徳君。

○10番（菅　敏徳君）　ありがとうございました。

以上で、関係部局の答弁をいただきました皆様に感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　10番議員、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、2時30分から再開いたします。

午後2時19分　休憩

午後2時30分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、15番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君）　15番議員、五嶋義行。ただ今から一般質問を始めますが、まずもって、市長、5期目の市長就任、おめでとうございます。と同時に、阿蘇市合併以来20年間という長きにわたる市長に、度重なる自然災害の中、今まで16年間やってこられた、そして今から4年間、100年に一度という極めて最悪の中で市政運営を担っていかれる市長に敬意を表します。

しかし、阿蘇市は、ここ最近、2 年前の市議選、その後の県議選、そして今度の市長選も無投票で民意を問う場面がなかった。昨年、我々が行った署名活動は、河陰阿蘇線及び狩尾幹線の整備を推進する民意の最たるものだと思うが、6,000 名を超える民意をどのように反映するのか。今回は特に市長政策の執行者である担当部課長に問いたいと思います。昨日は、阿蘇の一大イベント、野焼きがありました。その中でも声が聞こえてきます。狩尾幹線は、どうなるか。5 期目の取組の中で署名活動に直接関係ありそうなものについて通告しましたので、順次答弁をお願いいたします。

まず最初に、「社会資本の充実」の中で避難道路として県道拡幅等の推進とありますが、河陰阿蘇線についてはどういう考えでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

未改良の県道 149 号でございますが、議員、今おっしゃったように、地元の民意を踏まえ、拡幅の要望を行ってまいりました。これまで拡幅がなされていない路線につきましては、道路両側に家屋があり、拡幅が非常に難しい場所もございます。また、このような場所については、今後、地権者の方はもちろん、地域の方々の御理解と御協力が必要になりますので、地域とともに拡幅等を推進してまいりたいと考えております。

なお、これは県道でございますので、当然、県への働きかけを一緒にやっていく所存でございます。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　先日、県からの調査もありました。そのとき、部長も同行いただきまして、県道 149 号の署名は約 6,000 名の署名があっております。県道ですから県に尋ねると、どうしても阿蘇市と協議してという言葉が出てきますので、その辺の阿蘇市のもっと強い態度はありませんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　県に対する態度でございますが、熱心に重ねてお願いするしかございませんし、またほかの県道につきましても同様のことが発生しておりまして、なかなかその辺難しいところがございますが、今回 6,000 名もの署名もいただいておりますし、それだけではございませんが、安心・安全のためにはどうしても拡幅が必要ということを訴えてまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　調査の後で、県から何か特別な話がありましたでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　特別な話はございませんが、道路にかかわらず砂防等もございますので、その席ではぜひお願いしたいという話をしているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　分かりました。県道については、今のところそういう話で納得しませんが、よろしくお願いします。

次の「豊かさを創る教育環境・教育力の充実」の中の世界文化遺産の登録推進とありますが、これは世界遺産のためには草原とか野焼きとかが非常に大事になってくると思いますが、それに関してはどういう見解でしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えします。

現在、県の運営におきまして、世界遺産、文化遺産、学術委員会というのが進められております。その中で、阿蘇の価値の議論とか、ともに景観保全について検討しているところでございます。今回、狩尾幹線ということで、地域の生業、また景観の資源を守る道としては重要であるということは私たちも十分認識しております。

しかしながら、大規模な復旧工事が行われるとなりますと、周囲の景観に影響を及ぼすということも懸念されることから、慎重な議論が必要と考えております。今後、関係課と情報共有を行いながら、学術委員会とも議論、様々な情勢を注視してまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　世界文化遺産は経済活動と相反する面があるんですね。経済的なことをやれば、世界文化遺産としてはあまり適当ではないと。そういう意味で、ちょっと外れますが、見通しとして世界文化遺産はなりそうなんですか、どうでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　世界文化遺産の登録推進の現状について御報告申し上げます。

このたび、文化庁が世界文化遺産の今後の在り方についてということで検討を開始しております。世界遺産の暫定一覧表も平成 19 年以来、12 年ぶりに改定されると聞いております。そこで、県はこれを機に阿蘇市が担ってきました重要文化的景観保護推進事業をはじめ、阿蘇郡市が世界文化遺産登録事業推進協議会の業務をやっておりましたが、令和 3 年度から県に移管いたしまして、当面の間、推進体制の強化と世界文化遺産の取組の加速化を図るという意味で県に移管してまいります。阿蘇市としましても、引き続き関係町村と連携を図って、推進に邁進してまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　教育課長は、もうようございます。

世界遺産のために草原維持ということがあります。次の「まちの活力を生み出す産業づくり」の中に、草原再生、維持保全の継承と、周年放牧の実施と環境整備、観光客のニーズに合った観光商品の開発とあります。この中でどれを取っても狩尾幹線の必要性が高いと思っております。ちなみに、6,300 名の署名の認識に観光資源としての狩尾幹線、牧畜農家の産業道路としての狩尾幹線、そういうのがありますが、これについてどのような考えがありますか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　お答えさせていただきます。

狩尾幹線につきましては、そもそも目的といたしましては、昭和 40 年代に国営事業で草

地改良事業が大々的に阿蘇地区で行われたわけでございますけれども、草原のほうに集落から牛を運搬したりとか、飼料を日々運搬したりとかいう形で利用されていた形だと思っております。そういった中で、これまでも周年放牧の実施でございますとか、幹線道路に関係します牧野といたしまして4牧野あろうかと思いますけれども、その中でも複数の牧野が周年放牧も実施されております。この幹線道路については、畜産振興、また草原保全を図る上では非常に大切な道路であるということは認識いたしている状況でございます。

しかしながら、道路の復旧におきましては、先ほど申しました畜産振興、草原保全する上でも必要ではございますけれども、整備に当たりましては非常に多額の費用が必要になってくるということで、代替案等も含めまして関係機関と協議を図ってまいりたいと予定をいたしているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　農政課長からはまた後で返事をもらいますが、観光課長、観光商品の開発ということで何か。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　まず、狩尾幹線のことから言いますと、長寿ヶ丘のツツジの箇所を今も地元の方がしっかり管理をしてくださっておりまして、今年もまたきれいなツツジが咲くと思います。それから先が今行けないわけですが、どうにかそこまで行くことで情報発信ができないかということに努めます。それと、上のほうの草原の美しいところにおいては、やっぱり現状が現状ですので、そこばかり考えなくて、周囲の景観と併せて発信していきたいと思います。

今の御質問で市長の公約にありました部分の観光商品の開発ということでお話しさせていただいてもよろしいですか。こちらは、今年度は富裕層の長期滞在向けの商品やウィズコロナ、アフターコロナの商品を造成しております。国の補助事業を今回9本取り組みました。その中には国直轄で行いましたワーケーションの推進やナイトタイムエコノミーの推進もあります。コロナ禍でありますので、まずワーケーションの取組ですが、これは本当に熊本県も「阿蘇市さん、頑張ってください。」ということで、阿蘇市で実証実験を行っていただいております。損保ジャパンがずっと滞在されました。マイクロツーリズムといって、近場の商品造成もしておりますし、今、ホームページを見ていただくと、46 のファミリー向け、お友達と遊ぶというコンテンツも全部上げております。大きなビジョンでは、世界的に需要が伸びておりますアドベンチャートラベルに着目をして、商品化に取り組んでおります。こちらですが、令和3年9月に北海道でアドベンチャーのワールドサミットが開催されます。そこのプレサミットのツアー会場として阿蘇が選ばれておりますので、どうにかここを成功に結びつけたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　課長、まだいてください。

観光商品として、狩尾幹線はラピュタの道で非常に人気のある道でありました。地震で崩壊してから通れなくなったけれど、通れなくなった後でも、今でもたくさんの観光客、もぐ

りの観光客ですか、駐まっていけないところに駐まって、やっぱりたくさんの人が来ております。これを何とか復活する方法はということでいろいろ話を聞いてみましたら、あれは今、市道なんですね。市道ですけれど、市道を外して、観光道路としての環境省あたりの補助金で何とかならないかという話も聞きましたが、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　やっぱり駐車場の管理というのが出てきまして、そういったエリアの園地の管理が出てきます。一回は、地元の若手の方と話して、駄目だったんですけれども、そういった管理が本当に水もなくて、できるのであれば、通勤も二重峠のほうから上がって来なくてはいけないので、そういったことが可能ということであれば考えたいと思いますが、やはり管理を市がしてまでもというのはちょっと難しいかと思います。地元の方たちがやりたいという御意思があって、管理もするということであれば、また検討はしていっていいかなと思います。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　観光課長、いいです。

次、建設課長、お尋ねいたします。阿蘇市の市道で通行止めをしているところ、地震以降、破損して通行止めとか、そういうところは、今、何か所ぐらいありますか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　お答えいたします。

狩尾幹線以外にはございません。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　そこで、先ほどちらっと言いましたが、市道を外す。あれは、もともとが、さっき農政課長が答弁しましたように、上の草地改良をするときの牧道としてできた道路ですから、その牧道のような取扱いというのは考えられるものですか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　市道を外せば、どういう目的で利用するかによって、管理者が自ずと絞られてくるとは思いますが、昨年９月に市議会から国に対しまして、被災した市道狩尾幹線の復旧に向けた総合的支援を求める意見書を提出されております。そこは、環境省もあるし、農林水産省もあるし、国土交通省もあります。意見の概要としまして、「復旧に多額の費用負担と高度な技術を要すること、及び熊本県も重要視している草原の再生維持のため、国立公園内の草原維持管理に特化した道路として用途転換がなされる復旧整備が図れるよう国に支援を求めている。」という内容でございますので、できますなら国の支援の下、整備されて、何らかの形で通行できればと思っています。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　そういう意見書は出しましたが、何も見えてこないんですね。何かちらっとでも影が見えれば期待できるんですけれど、地元の署名をお願いした人たちに対しても何も言うことがないんですよ。だから、あえて今回の一般質問に上げたんですけれど、そういう兆しでもあれば教えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　私たちも国の直轄砂防が入ってくれたら、どうにか砂防堰堤を造るための道路として復活するんじゃないかというとこで、国土交通省の復興事務所にお願いに行ったところですが、砂防施設自体は流域の下流のほうにできるということで、じゃあ、治山でどうかというとこも農政課を通じて検討していただいたところでございますが、なかなか復活の兆しが見えないという状況が現在も続いています。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　そのことは、前回も市長からも答弁をいただいております。そういう方向で何かできるか。ただ、署名を取った責任として、署名してくれた人たちに何か伝えるものが欲しいということですが、今回、こうなりますと、立派な答えは期待していないんです。はっきりした話が。ところが、何かその兆しでもあれば、こういう方向でやりますとか。ただ、あの道路を見てみると、路盤はしっかりしているわけですよ。上から崩れた土砂がたまっているだけで、土砂撤去だけということは考えられないわけですか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　下の土砂を撤去するときに上から崩れてくるという状況がございますので、上から手当てしていって、最終的に下と。立野の大規模崩落地と一緒で、上からやっていくというのがセオリーでございます。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　またそういう返事をしないといけないわけですか。みんな言うんです。「自己責任でやるから、何か通ることだけでもでけんか。」という意見ですけれど、そういう意見に関しては何て答弁したらようございますか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　市道といたしましては、小さい石が落ちて頭に当たって事故に遭うということも考えられますので、通行止めとして今のところは取り扱っているという状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　では、課長、いいです。

　では、市長、最後に一つだけ。先日の熊日新聞に、「リーダーはビジョンを示して、評価を受けるべきだ。」という文章を見たんです。それで、市長、リーダーとしてどういうビジョンか、ビジョンを示していただけませんでしょうか、その道路に対して。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　幹線道路のことだと思いますけれども、そのビジョンの中で、今、例えを言われたことと幹線道路の今の現実の状況とは大分かけ離れているから、決してそれが当てはまるとは思ってはいないんですけれど。ただ、やっぱり今まで使われてきた道路であるということもありますし、ちょうど 6,000 名の方の署名もあるということで、これは議会に提出をされておられて、その事実というのは執行部も知っておりますから、真摯に受け止めて、その希望がかなうように、議会とも一緒になって取り組んでいかなければいけない

と思っております。ですから、まず議会がどう動かれるのかということも先決としてあるのではないかと思っておりますので。ただ、先ほどのリーダーがうんぬんかんぬんというのは、これには私は少し総合的なあれからいくと、また部分的になりますので、そういうつもりを持ちながら、これから取り組んでいくということしか言えないかなということを思っております。

○議長（湯淺正司君）　五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　なかなか難しい問題をテーマにしましたので不完全燃焼ですが、時間は相当早いんですけれど、この辺で終わります。

○議長（湯淺正司君）　15 番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

続きまして、18 番議員、田中則次君の一般質問を許します。

田中則次君。

○18 番（田中則次君）　18 番、田中でございます。通告に従いまして、1 点だけ、質問は 3 点申し上げておりますが、すべて関連することでございますので、土木部長、建設課長、御答弁をお願いします。

砂防指定地の維持管理についてということで上げておりますが、御案内のように、国道 57 号、元警察の手前から上が砂防指定地ということになっております。前回質問いたしましたけれど、そういうこともありまして、地元の熱意もありまして、昨年より予算も付けていただきまして、河川の掘削をしていただいて、また今年も継続して、あと 1 年、2 年ぐらいですか、継続していただけるという話で、この件についても地元共々喜んでいるところでございます。

ただ、数年前から砂防指定地である古神橋から上の河川の護岸について、県と協議して、県がやりましょうという話をいただいたところでございますが、砂防指定地ということで国の予算が取れないということで、それではということで、地元に集まっていただいて、あのときは土木部長に来ていただいたのかな。それで、地元の方々にも人家連担地区については県の単県費でもいいから、なるべく早く進めてくださいということの了解の下に今日に至っているわけです。そして、上のほうの旧畜協に渡る橋、それから人家連担地区が何軒かございますが、やっとそこの何軒かまでは進んでおります。あと 1 軒ちょっと残っているわけですね。護岸がですね。その分のこれからの県の対応ということと、それと護岸につきましては、この前せっかく河川の土砂の掘削をしていただきました。御案内のように、一番のネックであります豊肥本線の下がカーブになっています。あそこにも 1 軒、民家がございます。その辺の護岸について、県の考え方はどういう考え方であるかということをお尋ねしたいと。そういうことで、土木部長にもこの前から相談をしておりましたけれども、まず 1 点目については、護岸の件についての継続性ということをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

ただ今、議員おっしゃいました、今完了しているところから上流の区間でございますが、その分については県に聞きましたところ、継続の意思があるということで早急にやっていた

だくようにお願いしているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　今やっておられるから、それは分かります。お願いして、継続してやっておられると。

それと、今言いましたように、一番下の鉄橋の下、あそこのカーブのところが非常に洗掘されやすいということでございますので、その件についてはお尋ね願いましたでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　その点につきましては、非常に県のところと市のところがかぶさったようなところでございますが、それにつきましても同様に申入れはしているところでございますが、まだ具体的な回答は得ておりません。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　後から砂防指定地についてのお尋ねをしますけれど、いわゆる県の砂防指定地ということで、先ほどから申し上げておりますが、継続していただけるならば、極力あと何軒も、人家連担地区がやっぱり一番大変なんですよ。どうしても豪雨になりますと、家が揺れてみたりとか、やっぱり心配で寝られないとかいうこともございますので、その辺の継続性と早急性をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　全くおっしゃるとおり、市も過去 3 年間にわたってやっておりますので、同様の河川でございますので、継続して必要性を訴えてまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　それと、通告には書いておりませんでしたけれど、いずれにしても砂防指定地と県の管理地ということでございますが、この前から市でしていただいた国道から上の分の河川掘削、それとこれから上にしていただくと思うんですが、県が東岳川の下のほう、今、家畜保健所か、あれから下は非常に河川の掘削は進んでおります。あの間がまだ残っているんですよ。要するに、人家連担地区でもあるし、国道の下でもあると。その辺のお願いも県にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　今、県が終了しております、今工事があっております上流でございますね。上流についても実行する意思はあるということでお聞きしておりますので、重ねてお願いしてまいります。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　それでは、河川の掘削と護岸については、質問を終わります。

それと、一つ、昨年の 9 月、市長も御同行願ったわけですが、上のほうの東岳川の上流のほうにスリットダムがございます。ございますというより、要するに人間の背丈で言うなら、胸元まで土砂がつかえて、要するにスリットダムの機能をなくしているわけです。そのことも、部長も来られて知っていると。その後、一つ問題というよりは、国もそうだけれど、県もそうだけれど、自分たちで考えて施工される。それは結構なんですが、県が泉川に 4 億円

近くかけて立派なスリットダムを造っておられる。それを私はどうのこうの言うわけじゃない。問題としては、我々の下流域にある、平成 24 年の水害のときもそうだけれど、まだ流木が流れてくると。「いや、そういうことはなかろう。」と言うけれども、見に行ったら、そういう状況であると。それを部長も見られたわけですね。その後、県との交渉の状況、県の対応、その辺についてお尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　昨年の 9 月以降、ずっと県と地元を交えた会議も持っているところでございますが、これも当然砂防の管理者であります県に対して、スリットのダムの撤去等も要望しております。ただ、これにつきましては、具体的に実施するしないということは、まだ明言されておりませんので、また新年度も継続して、当然現場は見ておられますので、あとは土砂撤去が要となると思いますので、その分を継続して要望してまいります。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　今、部長言われましたように、土砂撤去ということでございます。要するに、あの部分は数十メートルにわたり、スリットダムの上下に、今言いますように、背丈で言うなら胸元まで砂利がたまっていると。要するに、あそこは管理道路もないわけですね。今回の泉川にできたスリットダム、要するに砂防ダムとスリットダムについては、管理道路までちゃんとつけてある。結局そういうことが講じて、あれだけたまったままになっている。そうすると、機能がなくて、下まで木が流れるわけないのに流れてくると。去年見に行ったら、そんな状況であるということで、取りあえずスリットダムをどうするこうするではなくて、河川の掘削だけでも、それは砂防指定地だから市がしないといけないとかいうことの問題もある。しかし、スリットダムの維持管理については、やっぱり県でしてもらわないと、今度の 6 月か、また梅雨時が来たとき、7 月に来たときに、また大変なことになるかもしれません。その辺の事情をよく踏まえていただいて、スリットダムのところだけでも前後掘削を取りあえずしてもらうと。その後の対応については、どういうことにするか、コンサルとも県も打ち合わせされるでしょうけれど、そういうところも勘案していただきながら、お願いをしていただけませんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　今お話がありましたとおり、現状は砂防ダムを早急に造れという話ではございませんので、現状、私も流木が流れてきている現場は確認しておりますので、それを基に、要するに梅雨前の時期に何とか土砂等の撤去を今後も強くお願いしていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　再度、理にかなうところで、要するに砂防ダムを新たに造り、スリットダムを新たに造ることが早急にできないならば、要するにあそこの土砂掘削さえすれば、スリットダムの効能が復元できるんじゃないかということを思いますので、その辺をよく県と打合せをしていただいて、梅雨前に何とか、どこの場所が必要かも分かりませんが、なるべく早めに土砂の撤去だけでも進めていただければと。その後に、いろいろ河川の状況

とか状態とかいうものを見定めていただいて、考慮していただければいいんじゃなかろうかと思うんですよ。取りあえず梅雨時の対策というか、今私が言いましたのは、国にしても国のことをする、県にしても県、県が泉川のダムを造られた。市に協議がありましたか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　泉川の砂防ダムについては、お話はなかったと記憶しております。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　それで、県は県で自分のところの管理の現場を、それは我々が判断するんじゃなくて、県の判断でする。市に相談がない。市には相談がなくても、あれだけのものができている。我々が望むところは、市の地域の住民が望むのはどこにあるかということも考えていただかないといけないということ。市としては一番協議していただき、そしてまた、それを地域の区長なり、我々議員もいるわけですから、議員にこういう状況ですけれど、どうだろうかとか、そういうことも市がしていただかないと、わけ分からんところに、わけ分からんというと語弊だけれど、全く地域の人間が知らないところに立派なものができている。我々が要望したことは、そっちのけになっているじゃないかという話になるわけですよ。その辺のところをよく考慮して、県との協議を、どこにしてもそうですよ。何も砂防指定地だけじゃなくて、河川の管理だけじゃなくて、道路の管理だけじゃなくてもいいけれど、やっぱりその辺の重要性とか緊急性、その辺を考えて、協議をしていただければと思います。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　ただ今、議員がおっしゃったのは、まず昨年の 9 月に市長も含めて、現場確認。それと、10 月に区長要望を進達という形で県にして、11 月 4 日に県による地元説明会が市役所で開催されております。その中で、振興局の御担当もされておりますし、これそのものは平成 25 年に全体計画が作成されておりますと聞いておりますので、再度今回の議会の件も含めて、振興局に早速確認と申しますか、今後どのようにされるかと、我々並びに地元に説明をお願いしたいということを要望してまいります。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　その点、十分、県との協議を、部長、定年でございますので、中本課長、継続して、よろしくお願いしておきます。

それと、3 番目に上げていた砂防指定地の解除の要件ということでお尋ねしておりました。何で私はこういうことを書いたかというと、数年前に東岳川の改良のときに、たまたま土木部長と行って、「砂防指定地の解除はできるのか。」と、「あそこは県でどげんかしてくれ。」と言ったら、「砂防指定地ですもんな。」と言うから、「砂防指定地なら何年、どげんなっとっと。」と言ったら、「50 年は解除できんとですよ。」とかいう話だったんです。これは、事実そう。どなたとかは言いませんけれど、そういう話もあったものだから、ここに砂防指定地の要件というのを書いたんです。それで、そのときは 48 年ぐらいだったと思うんです。「まあ、いいじゃないですか、部長、早ううっぱずしてください。」と言ったんですよ。「田

中さん、そんな無茶なことはできん。」ということで、それからは護岸の話が進んだんですけれど。それで、何で砂防指定地の解除の要件というのを聞いて、要件が整うのであれば、阿蘇市が単独で予算を去年も付けていただいた。今年も付けていただいている。河川掘削ね。来年も恐らく付けていただく。そうすると、前回のとき、私は砂防指定地の話を聞きましたけれど、阿蘇市に砂防指定地というのは相当あるわけですよ。その中で、管理を阿蘇市がしていかないといけないとなると、この財源のないときに阿蘇市の単独予算をたくさんつくらないといけない。そういうことがあるから、私はあえてここに砂防指定地の解除の案件ということを書いたわけです。ですから、その辺のところを県にお尋ねになられたと思いますけれど、回答がどういうことであったか、お尋ねしたい。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　砂防指定地の管理は、県が管理し、未整備の護岸や堆積土砂の浚渫など、日常の維持管理は市が行うことになっております。ただ、問題は砂防指定地でなければ、砂防施設が整備されないという部分で痛しかゆしでございますが、危険区域等はそういう施設が出ると、危険区域等の解除はできますけれど、砂防指定地の解除はなかなか難しいような状況です。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　最後になります。砂防指定地の解除が無理とするならば、より県に、私たちも含めてそうですが、市としてやっぱり地域住民の不安があるようなところに関して、一早くいろいろと相談をして、そして河川のスムーズな利用というか、地域住民の安全というか、そういうものを図っていただきたい。重ねてその辺のところを県に要望していただいて、市の財政に影響を及ぼさないように、よろしく御検討をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　先ほどの件にもう一回戻りますけれど、指定の解除につきましては、当該指定地が基準に該当しなくなったときと明確に認められたときと、その他公益上の理由に必要が生じたときということがございます。公益上の理由は十分ございますので、重ねて今後も県に要請していきたいと考えます。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　何でもそうですが、国会においては代議士さんの判断において、何らかの要望、何らかのアクションを起こしていかないと、旧態依然としたままになってしまう。私は、この部分は市の財政的なことから言っているんですけれど、その辺はよく県に話をされて、なるべく県ができることは県にしていただいて、国ができることは国にしていただいて、そして、より早く我々の身の安全を守るところは市の行政でしていただいてということで、再度お願いしておきますけれど、スリットダムの件について、よろしくお願いしておきます。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　その件につきましては、先ほども申しましたが、区長より依頼の文書、写真等も既に熊本県には渡してございますし、それからの会議もあっておりますの

で、今後も重ねて話合いの場を設けさせていただいて、前に進むように頑張ってまいります。

○議長（湯淺正司君）　18 番議員、田中則次君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　では、3 時 25 分から再開したいと思います。

午後 3 時 16 分　休憩

午後 3 時 25 分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、9 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9 番議員、園田でございます。本日の一般質問、最後になります。45 分間、しっかりと質問をさせていただきます。お付き合いのほど、よろしくお願いを申し上げます。

一番最初に、住みよい優しく魅力ある阿蘇市づくりについて質問をさせていただきます。

私も昭和 57 年に地元農業高校土木科を卒業しまして、10 年間、阿蘇を離れておりました。昭和 63 年 4 月に熊本に帰ってきて、それからはや熊本で 33 年の月日が流れております。

阿蘇市は、平成 17 年に合併を迎えました。平成 17 年からだと思いますけれども、現在正午に流れております、「煙棚引く野焼きに　山里は春を告げて」という歌があります。昨日、野焼きがあって、大変燃えなかったのでありますけれども、ちょうどこの時期の歌かなと思っております。この「阿蘇ものがたり」の 3 番目の最後は、また、阿蘇で会おうという歌詞になっております。今日、「今、何番が流れていますか。」と、総務部長に聞きましたら、「3 番が今流れています。」と、すぐ即答なさったので、さすがだなと思いました。宮﨑部長にも「歌えますか。」と言ったら、「はい、ちゃんと歌えます。」という返事が返ってきましたので、職員の方々は、みんなちゃんと覚えていらっしゃるのかなと思っております。オオガタミズオさんという方が「阿蘇ものがたり」の作詞、作曲をなさっております。この歌を聞くと、少し阿蘇を離れて帰ってくると、12 時にこの歌が流れて、「ああ、やっぱり阿蘇はよかとこだな」と、「ああ、帰ってきたな」という実感をとてもするところであります。

実は、小中学校に「阿蘇ものがたり」という歌を音楽の時間の最後にでも、これを指導できないかと思っております。阿蘇市に市歌という阿蘇市の歌があるのかどうかというのは定かではないんですけれども、「阿蘇ものがたり」は、これを吹き込んだ当時は、宮地小学校の子どもさん方が合唱したのを吹き込んで、今流れていると聞いております。歌詞に内牧も出てきます。仙酔峡も出てきます。非常にすばらしい歌詞だと思っております。私以上に阿蘇市を愛する教育長、この歌を何とか校長会あたりに要望していただいて、小さい頃からこの歌になじんでもらうというか、そういう指導というものができないのか、教育長、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　教育長。

○教育長（阿南誠一郎君）　「阿蘇ものがたり」につきましての御質問でございます。

ここにＣＤがありますけれども、今流れているのは、阿蘇少年少女合唱団が吹き込んだ歌と聞いております。学校のほうでこのＣＤが全部配付されておりまして、聞いたところ、例えば阿蘇小学校は、今年も全校合唱というのがありますけれども、コロナ禍の中でございましたので、全員集まることができませんでした。それで、電子黒板に教頭先生が阿蘇の風景を映して、そこに歌詞を書いて、学級ごとにずっと歌っていると。内牧小学校でも、今年はできませんでしたが、昨年度まで全校音楽でやっぱり 9 月、10 月頃の歌として全校で歌っていると。そして、音楽の専科の先生が音楽の授業でも、阿蘇のすばらしさを歌った歌だからということで、多分全校に聞いたわけではございませんけれども、私も昼に聞きながら、とてもいい歌で、阿蘇の自然や文化、先ほど言いましたように、仙酔峡、内牧、水基巡り、草原とか出てくる大変いい歌でございますので、ＣＤが学校にあれば、それをしっかり活用して何らかの形で歌っていただくように、再度、校長会等で確認をしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　教育長、大変力強いお言葉をありがとうございました。例えば、卒業式、入学式、国歌斉唱の後にでも「阿蘇ものがたり」をみんな子どもたちが一緒に合唱するというのを私も想像しておりますので、どうかしっかりと御尽力いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本題に戻らせていただきます。

近年、地方において若者世代の定住人口の確保が重要課題とされています。旧阿蘇町も過疎地域に認定されたという話も入っております。今までもこれからも阿蘇市において最重要課題かと感じております。各県の市町村において、前の議員も質問がありましたが、移住促進や定住支援、子育て支援などの分野において様々な施策が講じられているようです。総務省の統計局の国勢調査の資料を見ますと、地方でも、例えば愛知県の長久手市や福岡県の新宮町など、こういうところでは若い世代が微増ではありますけれども、毎年少しずつ増えていると。結果的に大きい商業施設あたりができると、若い人たちはそこにくっついてくるような、例えば光の森だとか、クレアの近辺だとか、ああいうところは、そういう影響が多々あると思うんですけれども。

阿蘇市の現状は、直近の 5 年間の人口を見てみますと、平成 28 年 1 月 1 日現在が 2 万 7,613 人、今年の 1 月 1 日の時点では 2 万 5,479 人と減っている。マイナスが 2,134 名となっております。減少率は 7%ぐらい減っているということです。それと、20 歳から 29 歳まで、ここの年齢層を見てみますと、平成 28 年に 2,470 人いた、ここの層の方々は、令和 3 年 1 月 1 日では 2,024 人、恐らく来年は 2,000 人をもしかすると切るかもしれませんけれども、マイナス 446 人ということになっています。これは、減少率にしますと 18%減少しているという結果になっております。阿蘇市の総合計画の中に 2060 年の人口の目標が 2 万人と記載があっております。これは、もちろん 2 万人というのは目標ですので、なるべくそれに近い数字でと思われているとは思います。でも、実際に今 7%というのがずっと減ってきますと、約 20 年後には 1 万 8,000 人ぐらいに人口は減っていくと思います。この阿蘇市総

合計画も今年が確か見直しの計画だったと思いますけれども、中の数字を何か変更されるような計画はされていますか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　回答させていただきます。

現在、策定を進めております第2次総合計画の後期基本計画につきましては、具体的な数字を変更するというわけではございません。新たに各課、これから施策をどうやっていこうかという部分をまた改めて策定するということでございます。平成 27 年に策定をしました人口ビジョンの中では、おっしゃいましたように、2060 年に 2 万人を維持しましょうと、高く目標を掲げておりますけれども、現状、おっしゃいますように、その目標のクリアについては厳しい状況にあるかと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　この作成の時期が平成 29 年 9 月に作成してありますので、地震後に作成したというところで、地震前だったら状況はまた変わっていたかと思うんですけれども、地震後のこれが作成ということなので、その数字に関して疑問を抱いたので、質問をさせていただきました。課長、ありがとうございます。

市長もいつも言われております。「若者世代の働く場所がやはり一番である。」と言われております。各インフラ整備が整った今が私も何かビッグチャンスの到来かと思っております。いろんな方面において、このインフラが全部整備された今がチャンスかと思っております。通勤圏内の大津町、菊陽町、熊本市内への通勤時間の短縮を機に、阿蘇市の魅力やよさを感じて生まれ育った故郷に残り暮らしたいと思う若者、また阿蘇市外から阿蘇市に移り住んでみたいと思われるような施策といいますか、これが持続的なものになるように、財政調整基金あたりも今年度はまた取崩しが行われるわけですけれども、財政を助けるためにも人口の今の現状維持と、微増でもやっていかなければいけないかと思っております。こういう対策を確実に行っていくことが非常に重要であると私は個人的に強く思っております。

そこで、前の議員も質問されておりますが、移住・定住策を進める上では、3 つぐらいが私はキーになるのかと思っております。まず、1 つ目が移住促進に関する施策、2 つ目が定住支援に関する施策、そして、3 つ目がやはり若者がそこで暮らしをして、子どもを産んで育てていくような子育て支援に関する施策というのがキーかと思っております。

まずは、まちづくり課にお聞きしたいと思います。移住促進、定住支援について、まちづくり課が窓口になっておりますけれども、前の議員と重複したところもあるかもしれませんけれども、これまでの実績と今後の課題について答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　それでは、まちづくり課のほうで移住促進、定住という形の事業について御説明申し上げます。

まちづくり課としましては、移住・定住という部分で充実させていきたいと思っておりますのは、やはり空き家バンクになると思っております。午前中の議会でも説明しましたように、93 件ほどがトータルで登録されておりまして、今 25 件ほどを公開しています。この中

で、空き家バンクの展開についても、もともとは家屋だけを対象としていたんですが、家は自分で建てるので、土地だけが欲しいという問合せも多々ありましたので、現状としましては、家屋の賃貸、売買、さらには更地の登録、あとは店舗関係についても登録をして、空き家バンクの中ですべて土地でも店舗でも見れるよう、充実を図らせていただいております。この中で、今登録をされている方の内、阿蘇市外の方が 120 名ほどいらっしゃるんですが、この方たちが外から入ってくる移住者という形になるかと思います。ただ、阿蘇市内の方も 94 世帯ほど登録をされておりますので、この方たちについては、今、阿蘇市に住まれていて、今住んでいるところが手狭だから大きいところに移りたいとか、新しいところを探されているというケースもありますので、その部分は定住化が図られるんじゃないかと思っておりますので、私たちがやっておりますのは若者だけに絞った事業ではございませんけれど、幅広い年代層で好評の結果が出てきておりますので、今後も進めていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　課長、実際この事業を使って、よそからどのくらいの人口が来たか、また定住にはどのくらいの人数がちゃんと阿蘇市に残っているか、そういうところの数字というのは何か出ますか。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　登録者数については、代表者だけでさせていただいていまして、あとの売買契約等については不動産屋を通して、私たちは不動産業に抵触しないように、御紹介をする、つなぐだけという形になっております。ただ、70 件近くは賃貸、売買という形でできておりますので、その分、1 戸 3 名世帯ということでも 200 名近い移住、もしくは定住が進んだものと考えております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　個人情報がいろいろありますので、なかなか追跡調査というのは難しいと思いますけれど、やはりこれだけの事業にこれだけ予算を付けて、人口がこれだけ増えていますというのは何かはっきり分かるものを今後は見つけておいたほうがいいかなと思っております。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　今の部分については、今かかっている費用としては空き家バンクのホームページの更新という形で何十万円という形になっておりますので、その部分については再度精査をさせていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　課長、ありがとうございました。

本当は、阿蘇西方面の今、北側復旧ルートの車帰と赤水のところに乗り口がありますよね。一回、課長とは話したんですけれど、やはりそのあたりは大津町までがすぐ近くになったので、あのあたりに宅地を何とか整備ができないかと思っております。最後に、すみません、答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　西側については、過去の議会等の一般質問等でも質問が上がっておりまして、トンネルの開通等々も契機に今後は前向きに何かできないかと、検討を図っていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　課長、ありがとうございました。

次は、観光課にお聞きしたいと思います。今議会でも出ております阿蘇アドベンチャーワールド創造事業について。この中に事業目的で熊本地震により減少した観光客、転出が相次いだ若者人口を５年間で何とか回復させたいという目標が書いてあります。具体的に、課長、どういう施策を考えられておりますか。今後検討される事業だと思うので、今から意見がいろいろ出てくるとは思いますけれど、現時点で、課長、どういうふうに思われていますか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　アドベンチャーワールドで目標５年ということでおいたのは、まずインバウンドの回復状況を見ております。それと、明るい材料がありますので、そういったものを加味して５年間で回復を目指しておりますが、やはり地場産業において若者のニーズの部分までクオリティを上げていかないと厳しいとは思っておりますので、頑張っていかなくてはなりません。アドベンチャーワールド事業は、その名のとおり、大阿蘇を舞台に四季折々のアドベンチャー、冒険を味わってもらうということになります。併せて、ロマンティックな要素もありまして、このアドベンチャー創造事業は恋人の聖地プロジェクトであります。ですので、プロポーズにふさわしい場所というのもつくっていきます。なので、若い女性の方々もしっかり誘致していくということになります。阿蘇市に移住してきた方たちに聞きますと、やはり観光で来て、魅力ができて、そしてそのまま来たという方が多いですので、こういった観光で若い人たちを呼び込む観光施策は非常に重要と思っております。

それで、ワーケーションでずっと実証実験をしてきましたけれども、阿蘇市が初めてだと。ところが、驚かれるわけです。こんなところがあったなんてということで。なので、とにかく魅力をもっともっと伝えなくてはいけないというところにワーケーションも注力しております。

今、実績としては、サイクルツーリズムあたりでやっておりますけれども、2020 年度はすべての体験が 200％を超えておりまして、そういった部分では仕事の創出では、牧野ライドという仕事が一つできましたし、それと地域通訳案内士もできました。それと、アクティブのインストラクターも誕生しております。それと、店舗も意外にできているんです。若い者向けのカフェ、雑貨店、それとフランピングもオープンしました。そういった形で明るいニュースもあります。

来年度から取り組みますアドベンチャーワールドですけれども、まずは、先ほど言いましたけれども、今年の９月に北海道でアドベンチャーワールドトラベルのサミットがあるということで、ここがプレサミットツアーの場所になっておりますので、まずはここで成功させて、やっぱり発信力がある若い人たちに興味を持ってもらうということを今年度しっかりや

っていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　課長の熱い思いは毎回よく分かるんですけれど、例えばこれが何とか実績に毎年この事業で5人阿蘇市に定着しましたとか、これは3人定着しましたとかというのがはっきり、恐らくいると思います。阿蘇の魅力をよく感じて定着した人がいらっしゃいます。そういうところの数を、課長、しっかりと何か明示できるようなデータをきちんと取っていただいて、これだけ一生懸命やっているからこれだけ残っていってますというのを私は残していってもらいたいと思いますが、いかがですか、課長。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　ＦＭのラジオで「ゆっくりのんびりＡＳＯ大陸」をやっていますが、そのときにはそういった人たちに必ずマイクを傾けます。それで、いつも探しているので、今もここに 10 人は持っているんです。やはりおっしゃるとおり、実績としてきちんと数字を確認する必要があると思いますので、そこはきちんとやっているのはやっているので、ちゃんとしていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　人口問題は、各議会でまた私が質問したときは、今度は、「園田議員、ここは10人、今年度は来とっとですよ。」と言えるぐらいしっかりと何か数字にきちんとのせるような事業を進めていってもらいたいと思っております。期待しております。

続きまして、3 番目の子育て支援について質問をさせていただきたいと思います。午前中の一般質問、分娩の産婦人科が今のところ休止しているというお話も出ておりましたけれども、割と産まれてからの児童手当は、もちろん全国的なものですけれども、阿蘇市は大変手厚く、ほかの事業にもいろいろとお金をちゃんと出して、カバーをされていると思っております。課長、児童手当以外でどういった支援策があるかを答弁願います。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　ただ今の質問にお答えします。

本市では、第 3 子以降の子が 3 歳になるまでの 36 か月の間、月当たり 2 万円を助成する育児手当や児童にかかった医療費の助成を 18 歳まで全額無償化するなど、独自の制度を設けて子育て支援を行っています。

先ほど児童手当の話が出ましたけれども、その他に国が子育て支援を目的に、例えばファミリーサポートセンター事業とか、放課後児童クラブなどのように、自治体の努力義務として 13 事業というのが提案されています。この 13 事業について、これは自治体の努力義務、任意事業ですけれども、阿蘇市においては 13 事業中、12 事業に着手をしておりまして、その残りの 1 個についても、これは阿蘇市の条件に適しない 1 事業ということで着手してないだけで、基本 13 事業に取り組んでいるという形になっております。

その他子育てに関する悩み相談や、保護者同士の交流等を目的とする子育て支援センター、これは市直営の子育て支援センターを含み、ありますし、補助事業にはのっていないんですけれど、各認定こども園を中心とした子育て広場、これは定期的ではないんですけれども、

地域の方々が来て、いろんな相談とかができるような形でやられる、そういった事業も法人の努力もあり、実施されております。

このように、各地域で子育て世代への支援を行っているということで、安心して子育てができる環境づくりについては、市はもとより、市内の児童関係団体、福祉団体等、全体で取り組んでいることもあり、県内でも上位の子育て施策をやっていると言っていいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　そこ辺は、課長、胸を張って、広報あそだけではなくて、何かこういうことをやっているというのを表にきちんと出せるような何か発信の仕方を私はしてもらいたいと思います。実際、うちの娘が南阿蘇村に今嫁いでいっているんですけれど、子どもが4歳と2歳と小さいんですけれども、この4月から保育園に預けるということで、慣らし保育ですか、一日保育ですか、ああいうのを結構頻繁にやっているので、一度、課長にも、うちでもという話をしたら、「それは、前から、議員、やっていますよ。」という話だったので、これは私が知らなかったのが恥ずかしいんですけれども。しっかり13事業で12事業ですか。私も個人的に調べてみますと、阿蘇市がやってないのは、結婚の祝い金ですか。出産祝い金ですか。結婚したときのもやってないですよね。そのくらいで、あとはほとんどいろいろ補助もしてあるような気がします。とにかく、阿蘇市は子育てにはしっかり力を入れているというところを発信していただいて、阿蘇市で子どもを育てたいという若い方々が増えるのを私も期待しているところでございます。ありがとうございました。

続いて、質問で言いますと、今度は2番になると思います。

阿蘇市に住みたいと思う理由には、公共施設の充実もあると思っております。例えば、安心して暮らせる学校や病院、警察署、交通機関、消防署などがあると思います。市で所管する公共施設も当然要件の一つだと思っております。そこで、午前中も一般質問が出ておりました教育施設アゼリア21について少しだけ質問をさせていただきたいと思っております。

プールの使用を見てみますと、平成29年が5万3,281人、平成30年が5万9,287人、平成31年が5万7,925人という数字が残っております。温泉は、これの倍ちょっとあります。約11万人ぐらいの方が温泉を使っておられます。温泉からプールというのはあまりないみたいですけれども、プールに入って温泉というのは結構利用者が多いように聞いております。全員協議会で多額の修繕の費用の予算が計上されておりました。もしこれが何とかクリアできた暁にはそのままままたプールの使用は続けるという解釈でよろしいですか、課長。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えします。

アゼリア21の温水プールにつきましては、本当に突然の休止ということで利用者の皆さんに大変御迷惑をかけていると思います。今、議員が言われましたように、すべてクリアすればということですが、そのことについても今まで全員協議会でも話しましたし、検討準備委員会の中でいろんな地域の人とか、いろんな方々を入れてやるのかも、その検討準備委員会の中で今後の運営についても話し合っていきたいと思いますので、今のところ、その方向

性については空白ということでございます。

○９番（園田浩文君）　分かりました。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　ぜひ検討委員会の中には、実際に、例えば吊りボルトの腐食がこれだからこれという感じで具体的に数値まできちんと出して、これだから危ないんですよというデータ的なものをもし出せるときになったら出していただいて、私たちも市民の方々にこういうところをこうだからこうですよという説明ができるようなデータを何とか出していただくためにも、検討委員会の中にはそういった設計とか施工に関してもしっかりと詳しい方を入れて検討されるべきだと思っております。恐らくプールはまだ今水が張った状態だと思うんですけれども、湿気はずっと上がっているので、その水の処理も考えないといけないかと思っております。公共施設の指定管理先に事業を有利に進めるために、今、クラウドファンディングあたりがよく表立って言葉を聞くんですけれど、ここも大きい大学あたりが合宿に来たりしているので、そういうところも財源を確保するための何か一つの手かなとも思うんですけれど。あとは前回も質問しました応援寄附金、こういうところの活用もどうかと思っておりますが、課長、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　アゼリア 21 の温水プールにつきましても、今後、再開するに当たっても、多額な修理費というのが必要になります。今提案をいただきましたクラウドファンディング等々、それにつきましても検討準備委員会から検討委員会に移りましたときに提示できるようなときになれば、その中で提案をして検討させていただきたいと思います。検討委員会という名称のものができましたときには、専門家をぜひ入れてまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　指定管理は政策防災課だと思うんですけれども、応援寄附金の今の残高というのは、まちづくり課で分かるんですか。応援寄附金の残高。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　ふるさと応援寄附金の残高ということになります。ふるさと応援寄附金は、当初の段階から目的を持たず、阿蘇市の全体的な事業に活用するという形で募集を始めた経緯がございまして、一般財源という形になっておりますので、応援寄附金の残高については把握ができてないというのが現状でございます。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　応援寄附金をうまく利用して、先ほどの子育て支援だとか、定住促進だとか、そういうところで何か基金みたいなのを少しずつでも貯めて、何か利用はできませんか。例えば、私が阿蘇市に子育てのために使ってくださいと使途をはっきりさせて出しても、結局それは一般財源として使われるという解釈でよろしいですか。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　今の応援寄附金の募集の仕方については、あくまでも全

体的に使うという形でポータルサイトに上げさせていただいております。ただ、この部分がサイト上、福祉に使ってほしい、教育に使ってほしいという要望があっているのも事実でございますので、今後、総務課、財政課、関係各課と協議をした上で、基金化して、目的を持った事業にするかという部分については検討が必要になると思っております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　課長、ありがとうございました。課長、人口増に少しでも何とか努力してもらうようにやっていると思いますけれども、またさらに努力していただきたいと思っております。よろしくお願いします。答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　応援寄附金についても、始めましてまだ３年という形で微増の状態でございます。目的を持った事業にすることによって、応援寄附金が増えていくような形で努力していきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。前回からの続きになるんですけれども、直轄工事後の補修工事について、吉良部長に前回、復興事務所に行ってからでも、何とか口頭ではなくて、書面でも確約を取ってきてもらえないかということでお話ししましたが、部長、どうですか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

直轄砂防事業の市道の補修につきましては、工事が完了した時点で砂防工事に起因するものであるか否か等を協議した上で国土交通省に必要な措置を講じていただく予定であります。このことについては、熊本復興事務所と書面で確認しております。

なお、著しく危険な状況になった場合には、その都度適切に対応していただくこととしております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　新年度になって、部長はいらっしゃいませんけれど、新しい部長さんあたり、課長さんあたり、国土交通省と地元の説明会をという要望が出ておりますので、そのあたりの対応はしっかりしていただきたいと思います。

実は、北側復旧ルートの乗り口のすぐ手前に、国土交通省がこの看板を立てております。これが市内のほうを向いて国道 57 号がまっすぐ書いてあるんですけれど、これは高森と南阿蘇だけの表示になっております。ここを通った方が、北側復旧ルートを使うと、熊本、大津方面にいけると。そして、これを直進すると、高森と南阿蘇にしか行けないというふうに間違えるんじゃないでしょうかという指摘があっております。実は、高森、南阿蘇の下にでも、熊本というのをやっぱり一つ入れないと、これがゴールデンウィークだとか、お盆の季節になると、大分方面から熊本市内に行かれる方が北側復旧ルートをどうしても右へ曲がって、北側復旧ルートにのる方向にしか行かないということで、これは大渋滞になるのは目に

見えていると思います。今、ナビ関係がしっかりしているので、近いルートを指示したりしますけれども、これは、部長、国土交通省にでも言って、ここのところに熊本というのを一つ入れてもらうように要望をしてもらえないですか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

これは国土交通省がされている部分で、今回の阿蘇大橋も含めて、非常に阿蘇地域の振興に協力していただいていると思いまして、いろんな意味で気配りをされて書かれたんじゃないかと思っておりますが、今、議員がおっしゃったように、熊本に国道 57 号ですから行けないと、ちょっと表示的にややこしくなるんじゃないかと思います。御指摘のとおり。それを受けて、熊本河川国道事務所にはまた言っていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　じゃあ、部長、しっかりとお約束をお願いいたします。大丈夫ですか。お願いします。

次の小里湯浦中央線通行止めに関しては、これは、すみません、回答を 8 月いっぱいで通行すると課長から情報をいただいておりますので、これは割愛させていただきます。

最後のコロナ禍の医療センター運営状況をお願いいたします。大変、医療従事者の方には頭の下がる思いでございます。現在 4 階の対応フロア、そこは 40 床、まだ誰も今のところはコロナの患者さんはいらっしゃらないと思うんですけれども、例えば 4 階が使えないことで、2 階、3 階の病床というのは今どういう状況ですか。端的にお願いします。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　お答えします。

今、議員おっしゃったように、4 階をコロナ専用病床で空床にしておりますので、患者様は 2 階、3 階病棟に入っていただいております。

なお、上限を 75 床としております。80 床のうち、75 床を上限として入院患者様を受け入れております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　4 階が使えないということで、2 階、3 階のところに、例えば救急車で患者さんが搬送されたときに、病床がないということで断るような形というのはあってないですか。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　先ほど言いました、5 床をなぜ空けているかというと、そういった場合の救急患者のためにまず 5 床を空けておりまして、もう一つは、最大 75 床まではまだ埋まっておりませんので、今のところ、そういうことは十分対応できます。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　安心しました。

それと、今度の予算のときも出てきましたけれども、1 床当たりの 7 万円強の補助金、声

がちょっと小さいですけれど、いつまで続くというのは予測はできないと思うんですけれども、どういった感じですか。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　空床の部分で非常に経営的に影響が大きかったということで、年度当初不安視していたんですが、今、議員おっしゃいましたように、1床当たり 7 万 1,000 円の国からの補助金をいただいております。最終的には、3 月末までで多分 9 億 5,000 万円程度になると思います。それをもって毎月の医業損失、医業収支の中のマイナス分は十分今のところ補填することになると思います。ただ、4 月以降につきましては、今のところ、国の補助金の案内が来ておりませんので、それにつきましては、最悪打切りを見越しながらも、状況を見極めながらしっかりと対応していかなければならないと思っております。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君、時間がありません。まとめてください。

○９番（園田浩文君）　はい。いよいよコロナウイルス感染症対策のワクチン接種が始まると思います。また、医療センターにも多大な協力がいると思いますので、医療従事者の方々、今後ともしっかりと体を御自愛されて、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　9 番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。大変お疲れさまでした

午後 4 時 09 分　散会